

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

【問い合わせ先】事務局次長 佐藤・千葉

学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果について

私たち全国学童保育連絡協議会は、学童保育の保護者と指導員でつくる都道府県の連絡協議会で組織する団体です。保護者が労働等の理由により昼間、家庭にいない小学生の「生活の場」である学童保育（放課後児童クラブ）について、実施か所数や入所児童数などの調査を毎年行っています。

2022年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。

少子化が進むなかでも、学童保育数と入所児童数は微増

「支援の単位」数は3万5,337、入所児童数は134万8,122人

学童保育がその本来の役割を果たし、さらに充実・発展することを求めて

[施策の現状と課題]

- 2023年4月にこども家庭庁が創設されること、厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」が2022年6月に4年ぶりに再開したこと、全国学童保育連絡協議会が取り組んできた「学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める」国会請願署名が採択されたことをふまえ、私たちは学童保育がその本来の役割を果たし、さらに充実・発展することを求めています。
- コロナ禍において、感染症対策を徹底しながら、保育を必要とする子どもたちに「安全・安心な生活の場」を保障するためにも、私たちは、有資格者の配置、施設の広さ、子ども集団の人数規模、設備・備品の早急な改善を要望しています。学童保育の量的な拡大と質的な拡充が着実に図られることが求められ、それには市町村の施策のさらなる拡充、十分な財政措置を図ることと指導員の資質の向上が欠かせません。あわせて、国の制度のさらなる拡充が求められます。
- こども家庭庁創設にあたり、学童保育は児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などとともに、「成育部門」の「相談対応や情報提供の充実、全ての子どもの居場所づくり」に位置づけられています。一方、保育所は「就学前の全ての子どもの育ちの保障」に位置づけられています。学童保育は、子どもにとって「居場所」という位置づけだけではなく、安心して安全に過ごせる継続的な「生活の場」であるとともに、成長・発達を保障する場であり、人格の形成をめざす一助にもなっています。
- 子どもの育ちには、子どもや家庭の実態と願いに応じた地域の住民や文化との多様で豊かなかかわり、施設や事業が求められます。学童保育は、地域のさまざまな場所や施設、たとえば、地域の児童館や児童遊園、図書館や公民館などの社会教育施設などを活用することを通じて、豊かな活動をこれまで行ってきました。子どもたちの生活が、学童保育の施設内や学校内で完結することなく、地域に根ざしていることが日常であるとともに、それぞれの施設や事業、取り組みの役割や理念をお互いに尊重しながら、連携が求められていると認識しています。
- こども家庭庁の主な事務に、「支援部門」として、児童虐待防止、いじめ防止及び不登校対策、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援、障害児支援があります。学童保育ではかねてより、こうした内容も視野に入れた保育実践を行ってきました。指導員はそのための知識や技能を身につけ、専門性を高めるべく、資格付与の研修をはじめ、さまざまな場で学びつづけてきました。子どもの育ちを保障してきた学童保育の実績を信頼し、施策に学童保育関係者の声を反映させることが必要です。

- ◆調査の方法 ① 調査基準日と対象…2022年5月1日、全国すべての市町村（特別区を含む。以下同じ）、1741市町村を対象とする悉皆調査
② 調査項目…調査票は49ページ参照
③ 実施時期…依頼日は2022年5月2日。回収期間は、5月9日～10月21日

もくじ

調査結果 1	2022年5月1日現在の学童保育数、入所児童数.....	3
調査結果 2	どの学年でも入所児童数が前年比で増加.....	4
調査結果 3	感染症拡大防止、事故防止の観点からも、子ども集団の規模は 「おおむね40人以下」であることが必要.....	5
調査結果 4	学童保育の待機児童数は、1万5,506人、 ただし、待機児童数は正確には把握できていません.....	7
調査結果 5	都道府県別の学童保育数と入所児童数（政令市・中核市を含む）.....	8
調査結果 6	学童保育はどこが運営しているのか（運営主体）.....	9
調査結果 7	学童保育はどこで実施されているか（開設場所）.....	11
資料 1	学童保育の充実で子どもたちに豊かな放課後を ～公的責任で学童保育の施策拡充を求める提言～.....	12
資料 2	学童保育の「従うべき基準」の参酌化と、 「施行後3年」の見直しに向けて国会請願署名が採択	17
資料 3	指導員の配置は「専任・常勤・複数体制」が必要、 資格の設けられた指導員の待遇改善を.....	24
資料 4	「介護、保育の賃上げ」に端を発した 「放課後児童支援員等待遇改善臨時特例事業」	32
資料 5	「会計年度任用職員」制度移行にともなう課題.....	34
資料 6	学童保育で起きた事故・ケガと安全対策・危機管理.....	36
資料 7	障害のある子どもの入所が増え、 受け入れ人数に応じた指導員の加配が可能になる一方、課題も.....	39
資料 8	国の学童保育の2022年度予算.....	40
資料 9	「全児童対策事業」「放課後子供教室」「新・放課後子ども総合プラン」	45
資料10	一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室.....	47
資料11	「規制改革推進会議」の動き	48

調査結果1 2022年5月1日現在の学童保育数、入所児童数

○ 学童保育の「支援の単位」数は、3万5,337、か所数は2万4,414か所

○ 学童保育の入所児童数は、134万8,122人 *前年比40,423人増

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	「支援の単位」数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1998年	9,627		333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行。（注1）
2012年	20,846		846,967人	入所児童数は約2万7,000人増（注2）
2013年	21,635		888,753人	入所児童数は約4万2,000人増（注3）
2014年	22,096		933,535人	入所児童数は約4万5,000人増。
2015年	-	25,541	1,017,429人	内閣府子ども・子育て本部発足。「子ども・子育て支援新制度」施行。入所児童数は約8万3,000人増（注4）
2016年	-	27,638	1,076,571人	入所児童数は約5万9,000人増（注5）
2017年	-	29,287	1,148,318人	入所児童数は約7万1,000人増。「支援の単位」数は1,649増。
2018年	23,315	31,265	1,211,522人	入所児童数は約6万3,000人増。「新・放課後子ども総合プラン」策定。放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人増やす目標。「支援の単位」数は1,978増。
2019年	23,720	32,654	1,269,739人	入所児童数は約5万8,000人増。「支援の単位」数は1,389増。学童保育数は405増。
2020年	23,979	33,671	1,305,420人	入所児童数は約3万5,000人増。「支援の単位」数は1,017増。学童保育数は259増。2014年と比較して、入所児童数が37万1,000人増なのに対し、学童保育数は1,883増にとどまる。
2021年	24,447	34,437	1,307,699人	入所児童数は約2,200人増。「支援の単位」数は761増。学童保育数は468増。
2022年	24,414	35,337	1,348,122人	入所児童数は約4万人増。「支援の単位」は900増。学童保育数は33減。

(注1) 入所児童数の全数調査は2006年から実施。1998年の入所児童数は、5年ごと実施の詳細な実態調査をもとに割り出した概数。

(注2) 2012年調査では福島県内の避難している9町村（浪江町・富岡町・双葉町・大熊町・楢葉町・広野町・飯館村・葛尾村・川内村）は未調査。

(注3) 学童保育数・児童数とともに、神奈川県川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして国の学童保育の補助金を受けている98か所（入所児童数約6000人）を含めた数字。2022年は「支援の単位」数283、約13,160人。

(注4) 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（2014年4月策定）では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と定められた。2015年調査から、「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位であると考え、「支援の単位」数を集計。

(注5) 児童福祉法改定により、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出ることが必要になった。2016年調査から届け出された数を集計。

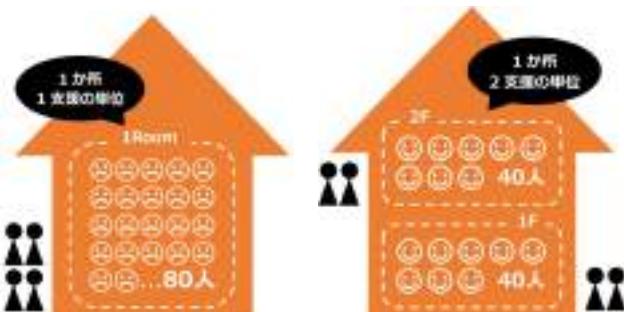
学童保育のか所数と「支援の単位」数の考え方

1つの施設に、80名の子どもが入所していて、4名の指導員が配置されている

⇒ 1か所、1支援の単位

1つの施設ではあるが、2部屋に40名ずつ子どもをわけて、2名の指導員がそれぞれ配置されている

⇒ 1か所、2支援の単位



学童保育（国の施策名は放課後児童クラブ）は、保護者が労働等の理由により昼間、家庭にいない小学生を対象にして、学校課業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の子どもの生活を保障する事業です。

児童福祉法にはつきのように定められています。

*下線は全国学童保育連絡協議会

児童福祉法第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。*「保護者が労働等」には、「保護者の疾病や介護・看護、障害など」も含まれる。

調査結果2 どの学年でも入所児童数が前年比で増加

学年別の入所児童数と割合の推移（人）

	2014年	2020年	2021年	2022年	増加数・前年比
1年生	325,834(34.9%)	403,673(30.9%)	410,238(31.4%)	422,583(31.3%)	12,345(103.0%)
2年生	281,518(30.2%)	358,272(27.4%)	365,229(27.9%)	373,378(27.7%)	8,149(102.2%)
3年生	207,294(22.2%)	280,904(21.5%)	276,656(21.2%)	286,088(21.2%)	9,432(103.4%)
4年生	67,992(7.3%)	151,865(11.6%)	147,955(11.3%)	152,467(11.3%)	4,512(103.0%)
5年生	30,753(3.3%)	73,056(5.6%)	70,973(5.4%)	74,799(5.5%)	3,826(105.4%)
6年生	17,246(1.8%)	37,064(2.8%)	36,161(2.8%)	38,429(2.9%)	2,268(106.3%)
その他	2,898(0.3%)	586(0.0%)	487(0.0%)	378(0.0%)	▲109(77.6%)
	933,535 (前年比44,782増)	1,305,420 (前年比35,681増)	1,307,699 (前年比2,279増)	1,348,122 (前年比40,423増)	40,423(103.1%)

注) 「その他」は、幼児も対象としている学童保育があるため。

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

○ 子どもが負担に思うことなく、学童保育に通いつづけるために

自治体によっては、利用希望者が定員を超過した場合、保護者の一日の勤務時間や週の勤務日数、子どもの学年、ひとり親家庭などによって、受け入れに優先順位をつけることがあります。それにともない、「継続を希望するが、入所できなかつた」ということも生じています。

また、年度途中の退所、あるいは学年が上がる際に継続を希望しない家庭も少なからずあると考えられます。2009年度に国民生活センターが行った「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」では、

「学童保育の中途退所児童」について市町村を対象に調査が行われました。この結果によると、「引越し・転勤により退所した」「リストラや失業などで就業状況が変化したことにより退所した」「子どもが学童保育に行きたがらない・指導員の対応、保育内容に不満があり退所した」「開設時間や開設日が就労状況と合わないので退所した」「保育料が高額・有料になったので、退所した」などの退所理由があげられていました。また、「子どもが指導を受け入れない」ことを理由に退所を求めた例もあります。

「指導員の対応、保育内容に不満」の背景には、子ども集団の規模の上限を超えて、大規模化したなかで、大人の都合が優先され、子どもの安全や安心した生活が守られていないことが推察されます。

2021年調査では、3年生以上の人数が学年別入所児童数を発表した2013年以来はじめて減少しました。「新型コロナウイルス感染症」拡大を機に、集団生活による感染リスクを懸念して自治体や運営者が受け入れ人数を縮小した（高学年の利用自粛）、あるいは保護者が退所を選択した、また、生活や遊び・活動の制限を理由にした退所もありました。社会全体に行動制限が設けられたなかで、保護者の就労時間の短縮、失業、家計の悪化にともない、保育料負担を理由に退所させざるを得なかつた家庭もありました。

しかし、子どもが学童保育に通わずに自宅で留守番をすることをはじめ、制限された生活が続くことにより、生活リズムや睡眠の変調、心身への影響、人と接することが怖い・自分の表情を悟られたくなくてマスクが外せないなど、子どもにさまざまな影響が生じており、友達も含め、周囲の人々とのかかわりや距離感の変化、対人関係への影響も心配されます。一方、保護者の就労時間の長時間化、負担増となり、学童保育の必要性が増した家庭もあります。2022年調査では、どの学年でも入所児童数が前年比で増加しました。

○ 高学年の子どもにとって学童保育の生活とは

これまで、保護者の要望はあっても、高学年の子どもたちは、低学年に比べると受け入れが後まわしにされることも少なくありませんでした。また、高学年になると下校時刻がいつそう遅くなり、平日の学童保育での生活時間は短くなります。しかし、子どもたちが必要な期間、自らのよりどころとして通いつづけることが必要です。勉強がむずかしくなったり、学校の係活動やクラブ活動があったり、友達関係も複雑になったりと強い緊張感や疲労度を抱えたまま、学童保育に帰ってくる子どももいます。継続した生活を土台に、高学年の子どもの発達や心理についての理解も深め、その年齢に応じたかかわりを学び、子どもとの信頼に基づく関係を築くことが必要です。

調査結果3 感染症拡大防止、事故防止の観点からも、子ども集団の規模は「おおむね40人以下」であることが必要

入所児童数の規模（2014年はか所数、2015年以降は「支援の単位」数）

児童数	2014年	児童数	2020年	2021年	2022年	増加数・前年比
1人～9人	653(2.9%)	1人～19人	2,738(8.1%)	2,871(8.3%)	2,886(8.2%)	15(100.5%)
10人～19人	2,130(9.6%)					
20人～35人	5,875(26.6%)	20人～30人	7,077(21.0%)	7,856(22.8%)	7,955(22.5%)	99(101.3%)
		31人～35人	4,844(14.4%)	5,149(15.0%)	5,297(15.0%)	148(102.9%)
36人～45人	5,232(23.7%)	36人～40人	6,139(18.2%)	6,246(18.1%)	6,384(18.1%)	138(102.2%)
		41人～45人	4,697(13.9%)	4,533(13.2%)	4,776(13.5%)	243(105.4%)
46人～70人	6,589(29.8%)	46人～55人	4,394(13.0%)	4,316(12.5%)	4,447(12.6%)	131(103.0%)
		56人～70人	2,544(7.6%)	2,325(6.8%)	2,465(7.0%)	140(106.0%)
71人～99人	1,295(5.9%)	71人～100人	962(2.9%)	883(2.6%)	858(2.4%)	▲25(97.2%)
100人以上	322(1.5%)	101人以上	276(0.8%)	258(0.7%)	269(0.8%)	11(104.3%)
合計	22,096	合計	33,671	34,437	35,337	900(102.6%)

注) 国の補助単価は児童数によって異なる。基本は「36人～45人」規模の補助単価において設定されている。

○ 大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます

大規模化した学童保育では、子どもたちが「騒々しく落ち着けない」「ささいなことでケンカになる」「気のあう数人の子どもだけで過ごす」ことなどが起こります。また、指導員の目が全体に行きとどかなかったり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になります。「一斉活動が中心となる」「遊びや活動を制限せざるを得ない」「事故やケガが増える」ことなども生じ、子どもたちに深刻な影響を与えています。

国民生活センターは2008年度に「学童保育の安全に関する調査研究」を行い、2009年に報告書を出しています。そこでは、「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出会い頭の事故やケガ、トラブルが多く発生していること」「指導員がヒヤリ・ハットを把握する余裕がない状況も生まれていること」「児童数の多い施設で発生したケガ・事故は治療が長引く傾向にある」ことなどが指摘されています。

○ 全国学童保育連絡協議会はつぎのように提言しています

全国学童保育連絡協議会では、大規模化した学童保育を分割し、複数の「支援の単位」を置く場合や学童保育を新設する際には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、生活をおくるうえでの基礎的な単位(生活集団)が、継続的に分けられていること
- イ、基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること
- ウ、子どもの保育に責任を持つ指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されること

*また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

○ 「省令基準」では、「支援の単位」が「おおむね40人以下」と定められました

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「省令基準」）では、学童保育の基礎的な単位である「支援の単位」は、「専用区画（子ども一人につきおおむね1.65平方メートル以上の広さ）」と「専任職員（2人以上）」と「一定の規模の児童数（おおむね40人以下）」であることが定められています。

「省令基準」には、「支援の単位」について、次のように記されています。

第9条の2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

第10条の2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。

第10条の4 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

「放課後児童クラブ運営指針」には、「子ども集団の規模（支援の単位）」について、次のように記されています。

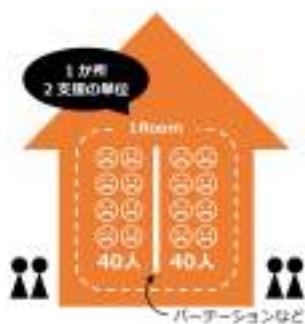
第4章 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子どもの数の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

○ 「条例基準」にもとづいた分割と、分割せずに大規模化を容認とに両極化

子ども集団の規模の上限を超えて、大規模化した学童保育を「おおむね40人以下」に分割すると、1つの学童保育のなかに複数の「支援の単位」ができます。2015年以降、年々、「支援の単位」数が増えていることは、市町村が条例にもとづいて学童保育を新設したり、大規模化した学童保育を分割したことの反映だと考えられます。

しかし、「省令基準」が参照基準であるため、大規模化した現状を追認していたり、「条例基準」に経過措置を設けて容認している市町村もあります。また、施設や子ども集団の分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方をめぐっては、子どもが安心して関係を築ける集団の規模についての考えがあいまいである現状も見られます。



「支援の単位」がおおむね40人以下とされたのは、「子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」（「運営指針」より）という理由があります。大規模化の容認やあいまいな分割では、その趣旨がいかされず、学童保育の役割を果たすことができません。

○ 感染症拡大防止、事故防止の観点からも、集団の規模を小さくすることが必要です

今般、小学校における35人学級の実現に向けて、2022年度から5年間かけて計画的に学級編制の児童数が引き下げられています。子どもが長時間を過ごす継続した「生活の場」である学童保育でも、子ども同士の関係性の構築、安全性の確保や事故防止のために、そして、感染症対策防止の観点からも、これまで「おおむね40人以下」と示されていた集団の規模をさらに小さくする必要があります。

重篤な事故の発生には、子ども集団の規模、職員体制、施設環境、出席人数、保育内容など、さまざまな要因が関係することが考えられますが、「登録児童数が40人規模で日常的、継続的に同じ子どもが過ごしている集団」なのか、「登録児童数が大規模で、日によって子どもの集団の入れ替わりがあり、出席人数が40人規模になっている集団」なのかによって、事故の発生に影響があることが予想されます。

○ 出席した子どもの保育だけが指導員の仕事ではありません

学童保育では、その日、出席している子どもだけではなく、欠席した子ども、欠席しがちになっている子どもも含めて、生活の連続性を考えて日々の生活づくりを行っています。全国連協では、このことを学童保育の生活づくりには欠かせない視点として訴えてきました。コロナ禍における2020年の学校「臨時休業」時には、学童保育の利用を自粛していた子どもや家庭を支えるため、さまざまなかかわりが持たれました。

子どもが負担に思うことなく、必要な期間、学童保育に通いつづけるためには、「受入児童数拡大」による「待機児童解消」ではなく、「子ども集団の規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」「支援の単位ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、2人以上の適切な指導員数を配置すること」を確実に行い、子ども一人ひとりが安心して関係を築ける環境を整えることが不可欠です。同時に、保育内容の充実と指導員の力量を高めていくことも求められます。

調査結果4 学童保育の待機児童数は、1万5,506人 ただし、待機児童数は正確には把握できていません

待機児童を把握している自治体数と待機児童数 ()内は%

	2014年	2020年	2021年	2022年
把握している	1258(78.1)	1415(87.3)	1485(91.4)	1,507(92.6)
待機児童がない	942(58.5)	1009(62.3)	1097(67.5)	1,130(69.4)
待機児童がいる	316(19.6)	406(25.1)	388(23.9)	377(23.2)
待機児童数	9,115人	18,789人	13,888人	15,506人
把握していない	307(19.0)	179(11.0)	120(7.4)	113(6.9)
未回答	46(2.9)	26(1.6)	19(1.2)	8(0.5)
合計	1611	1620	1624	1628

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

学童保育に申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。今回の調査で把握できた待機児童数は1万5,506人でした。

学童保育にはこれまで「定員」「規模」などについての国の基準がなかったために、入所に制限を設けていない施設や自治体もあり、この場合、「待機児童」は「ゼロ」と数えられます。「省令基準」では、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」（第10条の4）と定められたものの、一の支援の単位あたりの児童数が非常に多い大規模な学童保育を追認する、あるいは「条例基準」に経過措置を設けて容認している市町村もあります。

児童福祉法改定によって、2015年4月からは「必要な情報の収集」（待機児童の有無も含む。第21条の11）を市町村が行うことになりましたが、情報収集の具体的な方法などは定められていません。

学童保育の入所申し込みの方法などはさまざまです。公営や公設民営の学童保育では市町村が申し込みを集約しますが、それ以外の学童保育では運営者や施設に直接申し込むことが多いため、市町村が実態を正確に把握できていないことも推測されます。市町村のなかには、申し込みを受理せず、口頭で断ったものは待機児童として数えていないところもあります。

○ 「待機児童ゼロ」＝「学童保育が充足している」とはかぎりません

「待機児童ゼロ」が必ずしも、「学童保育が充足している」ことを表しているとはかぎりません。市町村のなかには、「全児童対策事業」や「放課後子供教室」など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用し、「待機児童ゼロ」としている場合もあります。目的が異なる事業で学童保育の役割を果たすことはできません。

○ 地域に学童保育がなければ、申し込みもできません

① 学童保育のない、あるいは事業を廃止した市町村が117市町村あります。

市区町村数	792市	743町	183村	23特別区	1,741市町村
学童保育のある市区町村数	790市	691町	125村	22特別区	1,628市町村

② 小学校区に学童保育がないところが2,310校区あります（小学校区数の12.3%。文部科学省学校調査／令和4年度〔速報〕）。「子どもの少ない地域では、自治体のバスなどを活用して校区に関係なく希望者は学童保育を利用しているので、未設置ではない」という解釈の自治体もありますし、国も「放課後児童クラブ送迎支援事業」を予算化していますが、子どもが自ら歩いて通うことを考えると、子どもの生活圏である小学校区内にある必要があります。学校の友達といっしょに通えるなど、日常的に仲間とかかわることが学童保育に通いつづけるための大きな要素となるので、学区域を超えるのは子どもにとって負担になる場合があります。

③ 保育所の待機児童問題を受け、国は「保育の受け皿を増やし、待機児童を解消すること」を重要政策に掲げています。保育所を卒所した子どもが、小学校に入学する際に必要とするのは学童保育です。学童保育の待機児童問題についても早急に解決することが必要です。

調査結果5 都道府県別の学童保育数と入所児童数（政令市・中核市を含む）

都道府県	市区町村	学童保育の実施町村数	子童保育の実施数		「支援の単位」新芽社		公立小学校	入所児童数 （人）	入所児童数 比率(%)	児童数 実施率 の割合	児童数 実施率 の割合	児童数 実施率 の割合	
			前年比	新芽社	前年比	新芽社							
1 北海道	179	166	▲4	1,378	110	959	▲13	203	56,558	2,517	41.5%	124 (3.0%)	
2 青森県	40	35	267	▲1	383	11	258	▲4	15,182	267	44.7%	15 (3.9%)	
3 岩手県	33	32	327	-1	427	7	287	▲3	16,326	101	44.8%	21 (4.9%)	
4 宮城県	35	34	521	11	806	27	361	▲3	31,043	1,261	44.7%	14 (3.7%)	
5 栃木県	25	25	240	0	307	5	176	▲5	11,543	211	48.1%	21 (6.8%)	
6 山形県	35	34	325	▲1	409	1	229	▲4	202	18,329	328	52.2%	16 (3.9%)
7 福島県	59	51	481	13	668	22	392	▲15	57	25,870	1,159	46.1%	20 (3.0%)
8 埼玉県	44	44	826	▲5	1,145	44	443	▲15	28	43,127	1,099	48.3%	38 (3.3%)
9 栃木県	25	25	808	8	815	12	343	▲4	32	27,332	358	43.6%	5 (0.6%)
10 群馬県	39	34	544	11	682	22	299	▲3	11	25,159	668	41.2%	20 (2.9%)
11 埼玉県	63	54	1,417	11	1,985	40	809	▲1	13	75,592	3,659	33.6%	32 (1.8%)
12 千葉県	54	54	1,054	▲3	1,613	10	748	▲5	24	62,614	2,017	34.3%	34 (2.1%)
13 茨城県	62	56	1,816	11	2,764	122	1,286	▲1	142	124,193	10,311	37.8%	213 (7.7%)
14 沖縄県	33	33	1,044	20	1,580	37	848	▲3	177	55,816	977	29.3%	8 (0.5%)
15 新潟県	30	29	443	▲3	733	17	433	▲3	52	21,533	301	45.7%	32 (4.3%)
16 富山県	15	15	273	▲1	309	7	176	▲1	11	12,038	78	49.3%	30 (0.0%)
17 石川県	19	18	295	▲1	355	3	200	▲1	17	14,885	59	45.0%	24 (5.8%)
18 福井県	17	17	246	8	311	▲9	182	▲1	18	10,201	169	65.3%	5 (1.0%)
19 山梨県	27	24	202	▲1	278	1	172	0	11	11,165	173	49.0%	21 (4.3%)
20 長野県	77	67	408	▲12	534	4	355	▲1	37	27,952	368	41.3%	115 (21.7%)
21 岐阜県	42	39	251	▲1	556	▲1	351	▲1	29	16,817	205	28.5%	7 (1.3%)
22 静岡県	35	35	760	23	1,006	28	493	▲2	45	36,164	807	34.2%	14 (1.4%)
23 愛知県	54	54	1,109	8	1,606	20	902	▲2	117	60,241	1,254	23.6%	37 (2.2%)
24 三重県	29	29	416	▲2	408	14	363	0	54	11,774	146	31.8%	6 (0.2%)
25 近畿県	19	18	322	6	539	8	218	0	18	16,197	1,101	37.5%	7 (1.3%)
26 大阪府	26	26	442	0	748	9	353	▲3	27	26,936	408	42.2%	15 (2.0%)
27 大阪府	43	43	1,012	▲1	1,801	20	966	▲3	157	70,743	1,451	29.1%	16 (0.9%)
28 兵庫県	41	41	381	▲10	1,545	35	729	▲3	36	56,376	1,340	34.5%	8 (1.7%)
29 奈良県	29	37	269	18	401	22	162	▲4	5	16,459	570	41.3%	22 (5.5%)
30 和歌山県	30	28	231	▲1	281	1	242	▲1	63	9,567	▲98	37.3%	4 (1.4%)
31 熊本県	19	17	196	4	216	7	116	▲1	7	6,292	210	49.2%	4 (1.9%)
32 鹿児島県	19	16	258	1	292	4	197	0	34	9,676	438	50.3%	10 (3.4%)
33 国山県	17	15	226	22	307	▲4	685	9	27	23,444	482	39.2%	9 (1.3%)
34 広島県	23	22	582	5	911	11	454	▲3	35	34,077	629	39.4%	10 (1.6%)
35 山口県	19	18	299	2	404	2	295	▲2	23	15,010	202	42.2%	16 (3.4%)
36 愛媛県	24	18	169	▲1	211	0	164	0	32	8,129	87	39.3%	10 (4.7%)
37 香川県	17	15	225	22	320	11	157	▲1	12	11,792	361	40.5%	7 (2.2%)
38 香川県	20	20	329	0	300	7	275	▲1	70	13,450	▲8	36.4%	15 (4.2%)
39 高知県	34	20	115	▲6	186	▲2	220	▲2	63	7,169	▲2	42.2%	1 (0.5%)
40 福岡県	50	59	751	▲3	1,665	48	708	▲3	32	63,776	1,274	38.3%	18 (1.1%)
41 佐賀県	20	19	162	▲1	343	3	162	▲1	7	11,510	▲75	45.7%	3 (0.9%)
42 長崎県	21	21	409	0	511	3	313	▲3	80	16,097	388	42.5%	4 (0.8%)
43 熊本県	43	40	422	0	559	9	333	▲4	32	18,717	169	37.0%	11 (2.0%)
44 大分県	18	18	306	4	397	▲3	261	▲3	17	14,893	30	45.4%	12 (3.0%)
45 宮崎県	26	22	278	11	357	17	231	▲2	53	12,950	68	40.2%	17 (4.8%)
46 鹿児島県	41	41	826	14	696	13	492	▲2	130	26,680	209	46.0%	16 (2.3%)
47 沖縄県	41	29	585	25	674	28	263	0	67	24,246	1,166	40.3%	2 (0.3%)
	1,741	1,628	24,414	▲31	35,337	900	18,851	▲177	2,310	1,246,122	40,423	35.1%	1,127 (3.2%)
												15,604	1,11
												359 (22.1%)	446 (27.6%)

(注) 全国学童保育連絡協議会調べ。但し、公立小学校数は文部科学省の2022年5月1日の調査結果（速報値）、放課後児童支援員等処遇改善事業、および、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施市区町村数は2022年1月全国厚生労働関係部局長会議資料（資料40）による。

調査結果6 学童保育はどこが運営しているのか（運営主体）

運営主体（35,337「支援の単位」の内訳）

運営主体	支援の単位	割合	前年比	委託	補助	補助無	代行
公営	10,158	28.7%	▲72(99.3%)	-	-	-	-
社会福祉協議会	3,687	10.4%	142(104.0%)	1,942	64	-	1,681
地域運営委員会	3,885	11.0%	▲182(95.5%)	2,515	1,103	-	267
父母会・保護者会	1,134	3.2%	▲25(97.8%)	659	393	11	71
NPO法人	3,775	10.7%	238(106.7%)	2,113	815	21	826
民間企業	4,783	13.5%	513(112%)	3,185	576	78	944
その他法人等	7,915	22.4%	286(103.7%)	4,109	2,196	121	1,489

*割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

*「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者に依頼して運営する形態／「補助」とは…市町村以外の事業者が行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、（助成金・補助金など）運営する形態／「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営を、条例にもとづいて、ほかの事業者に行わせる形態（代行させる団体を、「指定管理者」という）

*「その他法人等」の内訳は、私立保育園（1296）、保育園をのぞく社会福祉法人（3105）、学校法人（704）、個人事業主（257）、その他（2553）

○「子ども・子育て支援新制度」が施行される前の2014年度と比較してみると

学童保育の運営主体（2014年は、か所数、2020年以降は「支援の単位」数。下段は前年比）

運営主体	2014年	2020年	2021年	2022年
公営	8,461(38.3)	10,006(29.7) 506減(95.2)	10,230(29.7) 224増(102.2)	10,158(28.7) 72減(99.3)
社会福祉協議会	2,287(10.4)	3,606(10.7) 624減(85.2)	3,545(10.3) 117減(96.8)	3,687(10.4) 142増(104.0)
地域運営委員会	3,922(17.7)	4,721(14.0) 47減(99.0)	4,067(11.8) 654減(86.1)	3,885(11.0) 182減(95.5)
父母会・保護者会	1,471(6.7)	1,246(3.7) 138減(90.0)	1,159(3.4) 87減(93.0)	1,134(3.2) 25減(97.8)
NPO法人	1,565(7.0)	3,422(10.2) 335増(110.9)	3,537(10.3) 115増(103.4)	3,775(10.7) 238増(106.7)
民間企業	508(2.3)	3,531(10.5) 1080増(144.1)	4,270(12.4) 739増(120.9)	4,783(13.5) 513増(112.0)
その他法人等	3,882(17.6)	7,139(21.2) 917増(114.7)	7,629(22.2) 546増(107.7)	7,915(22.4) 286増(103.7)
合計	22,096	33,671 1,017増(103.1)	34,432 761増(102.3)	35,337 900増(102.6)

○全体に占める割合として、民間企業運営が大幅に増加

全体に占める割合として、公営と地域運営委員会、父母会・保護者会による運営が減少し、社会福祉協議会、NPO法人、民間企業、その他法人による法人運営が増えています。これまで公立公営だった学童保育が、指定管理者制度¹の導入、民間への委託、民営化などによって、運営主体を変更されていることがあります。指定管理者制度を導入している市町村は209市町村、5,278「支援の単位」（2021年は5,050、2020年は4,814、2019年は4,297）です。数年ごとに運営者の変更がある制度は、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

指導員のなり手不足・人材確保が課題となるなかで、保育の質を担保する「省令基準」「放課後児童クラブ運営指針」が定められたこと、学童保育を求める需要に自治体の実態が追いついていないことや、公的事業をアウトソーシングする流れともあいまって、これまで公営で運営してきた市町村で民間委託がすすん

¹ 指定管理者制度とは：「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にすすめられています。数年ごとに運営者の変更が求められる制度であり、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

でいます。また、「自治体内のほかの非正規職員との均衡を考えると学童保育の指導員のみを待遇改善することがむずかしい」、地方公務員法と地方自治法が改定されて新設された「会計年度任用職員制度」に切り替えていく段階で、「正規職員をおかげ、非正規職員にすべての運営を任せる」、「募集・採用の手続きや人件費等、指導員を確保することの負担を軽減させる」「事業にかかる負担を軽減させる」ために民間委託したところもあります。さらに、自治体の包括的な行政サービスの委託など、学童保育の趣旨や理念とはまったく別の考え方に基づく企業に運営を任せる自治体も出てきています。学童保育は「子ども・子育て支援法」で市町村事業に位置づけられているにもかかわらず、こうした自治体の判断は「公的責任の放棄」と言えます。

民間企業が運営している学童保育²は増えています。この多くは、市町村の委託事業、指定管理者制度で受託して運営しているところです。公営の学童保育が民間委託されるほか、地域運営委員会³や父母会・保護者会運営の学童保育が、企業による運営に切り替えるところも出てきています。また、ある都道府県では、県内の主要都市に企業参入が見られたのち、隣接する自治体に企業による一括委託が波状的に広がりました。企業参入の移行時に「民間に任せれば効率的になってサービスの質があがる」と強調されることがあります。これまで事業予算は、すべて学童保育運営に使われてきましたが、企業に委託された場合、事業費の一部は企業（株主配当など）に還元されるため、予算の7割を占める人件費にしわ寄せが行くことが少なからずあります。企業が利益を得られなければ、サービスの質（この場合は保育の質）あるいは労働者（この場合は指導員）の待遇が悪化するか、もしくは早々に運営から撤退することもあり得ます。

○ 公営の学童保育が民間委託されると何が起こるか

ある自治体では、公営で50年超の歴史をもつ学童保育を2019年4月から民間企業に委託し、1年後に指導員13名が雇い止めされました。公営当時は、指導員の雇用継続が実質的に約束されており、専門的知識と経験を積み重ね、保護者といっしょに、子どもたちとの日々の生活（保育内容）をつくりだしていました。

民間委託の方針が出された際には、「これまで築いてきた保育の質（子ども・保護者への関わり方、行事等への関わり方、保護者と指導員の学びあい等）が低下したり、継続性が保てなくなるのではないか」「雇用条件が下がるのではないか」と、保護者会や指導員の労働組合から懸念する声が上がりました。自治体は、「自治体が責任をもって事業をすることに変わりない」と発言し、委託がすすめられこととなりました。それからたった1年で、指導員と子どもとの継続的な関わりが絶たれる事態が生じました。

雇い止めされた指導員は、2020年5月に地方裁判所に地位確認等を求めて提訴するとともに、都道府県の労働委員会に救済を申し立てました。2021年10月に労働委員会から救済命令が出され、2022年4月には地方裁判所で、①雇い止め通知の撤回、②2020年3月31日限り労働契約の終了（職場復帰は叶わない）、③雇い止め後に残っていた委託期間（4年）に働いた場合の賃金総額を上回る解決金の支払い、④「今後、不当労働行為を繰り返さない」との誓約文の手交、⑤団体交渉の約束を含めた内容で和解しました。

国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」には、「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる」（第4章1の〔3〕）と明記されています。

運営主体がいずれであろうとも、各市町村が定めた条例を遵守し、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて運営されることと、実施主体である市町村が学童保育をよりよくしていくために主体性と責任を持って事業を展開することが求められています。そのためにも、当事者である保護者・指導員が、子どもの声に耳をかたむけながら、学童保育の役割や生活内容、指導員の仕事について理解を深め、父母会・保護者会や指導員組織、地域連絡協議会を通じて、運営者や市町村によりよい学童保育施策の実現に向けて要望しつづけていく必要があります。

² 厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「放課後児童健全育成事業と目的を異なる公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない」と記されています。「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても「放課後児童健全育成事業」には該当しませんので、今回の調査結果には含んでいません。

³ 地域運営委員会とは：地域の役職者の人々（校長、自治会長、民生・児童委員など）と、学童保育の父母会・保護者会の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織です。

調査結果7 学童保育はどこで実施されているか（開設場所）

開設場所（35,337「支援の単位」の内訳）

開設場所	支援の単位	割合	前年比	備考
学校施設内	20,090	56.9%	579(103.0%)	内訳は、余裕教室活用(7,920) 学校敷地内の独立専用施設(8,763) 校舎内の学童保育専用室(2,420) その他の学校施設を利用(987)
児童館内	3,401	9.6%	66(102.0%)	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	2,590	7.3%	79(103.1%)	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	2,127	6.0%	▲43(98.0%)	公民館内(441)、公立保育園内(102)、公立幼稚園内(163)、公立認定こども園内(47)、その他の公的な施設内(1374)
法人等の施設	2,530	7.2%	32(101.3%)	私立保育園や私立幼稚園、私立認定こども園、社会福祉法人の施設内
民家・アパート	2,075	5.9%	▲18(99.1%)	借家・アパートなど
店舗・事務所等	995	2.8%	277(138.6%)	
その他	1,529	4.3%	▲72(95.5%)	自治会集会所・寺社など

*割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

○ 場所の確保にあたっては、「生活の場」としての視点を

開設場所は、余裕教室活用が増えており、学校施設内が全体の半数を越えています。地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上の学童保育が公的施設で実施されています。保護者などに施設の確保が委ねられている場合、民家・アパートを借用することがあります。

場所の確保にあたっては、「生活の場」としての環境を整えるという視点が欠かせません。安全・衛生の確保はもとより、年齢や発達が異なる活動的な子どもたちが共に過ごす場所ですから、それにふさわしい広さや環境が必要です。おやつを食べたり、ときには横になってのんびりと過ごしたりできるよう、食事や休養などの基本的な生活を保障できる機能を備えた専用の施設・設備とあわせて、子どもの活動内容にふさわしい戸外の環境も整えることが必要です。

○ 国は「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針

国は、「放課後子ども総合プラン」（2014年7月策定）では、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人（2019年度末までに120万人に）増やすために、新規開設分の8割を「学校施設を徹底活用した実施促進」で整備していく方針を決めました。そのための仕組みとして、教育委員会・学校関係者の理解を得るために、新たに設置される「教育総合会議の活用」（首長と教育委員会が総合的な放課後対策のあり方を検討する）、「学校区ごとの協議会の設置」「余裕教室の徹底活用」（余裕教室の有無の見直し、一時的利用、管理運営の責任の所在の明確化）などをを行うことを必要としてきました。

2018年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」でも、「（放課後児童クラブ、放課後子供教室）の両事業を新たに整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す」という目標が掲げられています。

2018年7月に公表された厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」の中間報告書では、「放課後児童クラブをはじめ、学校施設内で放課後事業を行うことは、移動の必要性がなく安全であること、学校の校庭、体育館や図書室等学校施設を活用することができるなどの長所がある一方で、子どもたちの生活が学校に限定されるという側面もある。また、放課後は学校の外で過ごしたいと望む子どももいる」と述べられています。

いずれにせよ、毎日の「生活の場」にふさわしい施設としての設備を備えたものとして、整備していくことが欠かせません。

学童保育の充実で子どもたちに豊かな放課後を ～公的責任で学童保育の施策拡充を求める提言～

2022年11月17日
全国学童保育連絡協議会

私たち全国学童保育連絡協議会は、学童保育の保護者と指導員でつくる都道府県の連絡協議会で組織する団体です。「安心して働きつづけたい」「子どもに豊かな放課後や学校休業日（以下、放課後）を過ごさせたい」という保護者の切実な願いから学童保育は生まれ、私たちは1967年に結成して以来、50年以上にわたって活動を続けています。

長年にわたる保育実践と運動から私たちが確信を持っているのは、学童保育は、保護者の働きつづけること・子どもを育てることへの思いと選択に基づき、指導員のかかわりをよりどころとして、子ども自らが進んで通いつづける、安心して過ごせる充実した毎日の「生活の場」であるということです。私たちは、子どもにとって放課後とはどのような時間なのか、その時間を支える大人（指導員や保護者、地域の人々）が大切にしたい視点とは何かを確かめ、「子どもの最善の利益」を考え、「子どもの権利」を保障するための取り組みをつづけてきました。保護者にとっては、子どもが学童保育で毎日継続した生活をおくることは大きな安心と支えにつながります。「権利としての学童保育」が保障されることは社会的な課題です。

現代日本社会にあって学童保育が果たしている役割は大きく、就労等により学童保育を利用する保護者の安心、子どもの成長・発達にとって欠かすことのできない事業として位置づいています。さらに、これまで私たちが経験したことのない「新型コロナウイルス感染症」拡大で学童保育が社会的機能として生活の維持に欠かすことのできない施策であることもいつそう明らかになりました。この2年半の間、全国の学童保育は感染症拡大防止に努めながら子どもの安全を確保すること、子どもの情緒の安定をはかること、生活環境の変化に伴う家庭の養育基盤の弱まりや虐待の予防・対応なども行い、コロナ禍にあって、「孤独」「孤立」になりがちな子ども・働く保護者をつなぐ社会的役割を担いつづけています。

本来求められる学童保育の役割を果たすには、制度的に不十分な現状の改善と、感染症をはじめ、非常時・災害時にあっても、子ども、保護者にとって安全で安心できる学童保育を実現することが求められます。

2023年4月に子ども家庭庁が創設されること、厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」が2022年6月に4年ぶりに再開されたこと、全国学童保育連絡協議会が取り組んできた「学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める」国会請願署名が全会一致で採択されたことから、私たちは学童保育が本来の役割を果たし、さらに充実・発展するよう以下の提言を行います。

1. 国や市町村の基準を順守して、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづく質の確保を
 - 子どもの命と安全を守るうえで欠かせない国「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と「放課後児童クラブ運営指針」に基づく、学童保育の「全国的な一定水準の質」を確保できる仕組みをまずは早急に実現することが必要です。
 - そのための財政措置の大幅増額、国の負担割合の嵩上げなど、実施主体である市町村がその責任を果たすため、「量の拡充と質の向上」ができる仕組みづくりを推進することが必要です。

2. 市町村の実施責任を明確にし、事業の根幹を担う専門性を持った職員の専任・常勤・複数体制の実現を
 - 実施主体である市町村の責任を「利用の促進の努力義務」にとどめることなく、市町村に実施責任があることを明確にする児童福祉法に改定することが必要です。
 - 子どもたちの「生活の場」を保障するという学童保育の役割を明確にし、学童保育の必要性および待機児童の定義を明確にすることが必要です。

- 待機児童の受け皿を、「学習・体験活動の場」である「放課後子供教室」などに求めるのではなく、学童保育を必要とする子どもが入所できるよう、学童保育を計画的に整備することが必要です。
- 子どもと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能、そして倫理観を備えた「放課後児童支援員」という資格をもつ指導員が、専任・常勤・複数体制で配置され、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続してかかわれるようにするための条件整備と人材育成を基本とする方策が必要です。
- 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」（2022年2月からの「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」の後継）等を活用し、すべての自治体で指導員の処遇改善がすすめられることが必要です。現場からは、これらの各種事業によって、指導員に専門職としての自覚が生まれ、指導員の定着につながっているとの声を聞いています。
- 現行の「放課後児童支援員認定資格研修」が、当初掲げた趣旨・目的を達成できるよう、適切な実施主体および委託先、講師の選定、研修教材の選定が必要です。

3. 子どもの育ちを保障してきた学童保育の実績を信頼し、施策に当事者の声の反映を

- 子どもの育ちには、子どもや家庭の実態と願いに応じた、地域の住民や文化との多様で豊かななかかわり、施設や事業が求められます。学童保育はこれまで、地域のさまざまな場所や施設、たとえば、地域の児童館や児童遊園、図書館や公民館などの社会教育施設などを活用することを通じて、豊かな活動を行ってきました。子どもの生活が、学童保育の施設内や学校内だけで完結することなく、地域に根ざしていることが日常であるとともに、それぞれの施設や事業内容、取り組みの役割や理念をお互いに尊重しながら、連携できるよう、施策に当事者の声を反映させることができます。
- こども家庭庁創設にあたり、学童保育は児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などとともに、「成育部門」の「相談対応や情報提供の充実、全ての子どもの居場所づくり」に位置づけられています。一方、保育所は「就学前の全ての子どもの育ちの保障」に位置づけられています。学童保育は、子どもにとって「居場所」という位置づけだけではなく、安心して安全に過ごせる継続的な「生活の場」であるとともに、成長・発達の場であり、人格の形成をめざす一助ともなっています。学童保育にも「育ちの保障」という位置づけが必要です。
- こども家庭庁の主な事務に、「支援部門」として、児童虐待防止、いじめ防止及び不登校対策、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援、障害児支援があります。学童保育ではかねてより、これらも視野に入れた保育実践を行ってきました。指導員はそのための知識や技能を身につけ、専門性を高めるべく、資格付与の研修をはじめ、さまざまな場で学びつづけてきました。これらは直接的には虐待、貧困の解決につながらないかもしれませんのが、保護者の就労等を保障すること、保護者が子どもに接するときの気持ちのゆとりが生まれるよう働きかけることで、問題の予防や解決の一助となり、関係機関につなぐ役割を果たすことができます。子どもの育ちを保障してきた学童保育の実績を信頼し、施策に学童保育関係者の声を反映させることができます。

4. 第208回国会で採択された「学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める請願」は国の責任で具体化を

- 全国学童保育連絡協議会が取り組んできた「学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める請願」は、第208回通常国会で、衆・参あわせて124名の紹介議員を通して116,303筆が受理され、全会派一致で採択されました。立法府での決定を受けて、行政が、指導員の資格、配置基準、広さ、子ども集団の人数規模等の国の基準を拡充し、それを実現するための予算を投入することで、現状を早急に改善することが必要です。そのことが、「新型コロナウイルス感染症」対策の徹底と、さらには新興感染症にも対応することにつながります。

【補足説明】

学童保育の現状と課題

[児童福祉法での位置づけ]

1950年前後から始まった「つくり運動」により、学童保育は全国に広がりましたが、「放課後児童健全育成事業」という名称で児童福祉法第6条に位置づけられたのは1997年です。半世紀にわたる運動でやっと社会的位置づけを得ました。

しかし、学童保育は「児童福祉事業」との位置づけで、児童福祉法第7条の「施設」に位置づけた保育所にはある最低基準もなく、実施主体の市町村の責務は「利用の促進の努力義務」にとどまっています。待機児童や大規模化、不十分な施設整備、指導員の処遇が改善されないことによる指導員不足、施策の地域格差など多くの課題が残っています。

[全国的な一定水準の質を示した国の基準と「放課後児童クラブ運営指針」]

国は2014年4月に、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「省令基準」)を公布し、これにもとづいて各市町村(特別区も含む。以下同じ)は学童保育の基準を条例で定めました(以下「条例基準」)。また、国は2015年3月に「放課後児童クラブ運営指針」(以下「運営指針」)を策定し、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で都道府県および市町村関係者に通知しました。

私たちは、子どもに直接かかわる指導員の資格(「放課後児童支援員」)の創設と配置基準が当初、「従うべき基準」として定められたこと(現在は「参酌基準」)、施設の広さや子ども集団の規模等が「参酌基準」ではあるものの示されたことは、国が「全国的な一定水準の質の確保」に向けて踏み出した大きな一步と考えています。

[市町村・学童保育現場における地域格差]

国は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『放課後児童クラブ運営指針』の策定について」や、厚生労働省編『放課後児童クラブ運営指針解説書』で、「全国的な一定水準の質の確保」「放課後児童クラブの平準化」を掲げています。

しかし、市町村の「条例基準」を見ると、子ども一人当たりの広さや子ども集団の規模について、「当分の間」などと期限の定めのない猶予期間を設けていたり、「既存の施設」は適用外としたりしているところもあります。なかには、子ども集団の規模「おおむね40人以下」を「70人」としている市町村もあるなど、現状を容認しているところもあります。

大規模な学童保育を40人以下の複数の施設に分割するのではなく、1つの学童保育のなかに複数の支援の単位として、パーテーション等で分けているところもあります。これでは実態として大規模の現状を容認していることになります。また「条例基準」に「経過措置(猶予期間)」を設けることで大規模を問題としていない市町村もあります。子どもが安心して関係を築くことができる集団の規模でなければ、学童保育の本来の役割を果たすことができません。

さらに「省令基準」策定時には「従うべき基準」(市町村が学童保育の基準を条例で定める際に、「省令基準」の内容をそのまま盛り込まなければならない基準)として位置づけられてきた「放課後児童支援員の原則複数配置」は2019年に成立した第9次地方分権一括法などにより、「参酌基準」へ位置づけが変更されました。このことによって、市町村の考え方一つで、「子どもの安全・安心」につながる職員配置を安易なものへと変更できることになり、保育の質が保てないなど事業内容の低下につながるのではないかと懸念しています。

これらのことから、学童保育は市町村や学童保育現場によって実施状況はさまざまであり、大きな地域格差が生じています。

[「放課後子供教室」などへの置き換えの懸念]

「放課後子供教室」などの他事業を、本来は学童保育を必要としている子どもたちの受け皿としている市町村もあります。しかし、そういう事業はすべての子どものための、遊び場や学習・体験の場であり、学童保育とは事業目的が異なります。

地域によっては、事業目的の違う「全児童対策事業」や「放課後子供教室」などの設置によって、学童保育の「待機児童ゼロ」としているところもあることは大いなる疑問です。学童保育が

市町村事業であることを踏まえ、学童保育を必要とするすべての子どもが入所できるよう、「待機児童」の把握など、現状に沿った計画の策定に基づく学童保育の設置が重要です。

[指導員の処遇改善がすすまず、定着しない]

「運営指針」には、職員について、「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要」「雇用に当たっては、長期的に安定した形態となることが求められる」と言及されています。

一部の市町村では国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」等で指導員の処遇改善がすすみ、指導員が安定的に就労できたり、「常勤職員の複数配置」が実現したりしました。このことは指導員集団としての子どもへの理解が深まり、「生活の場」の保障につながっています。

一方、処遇改善がすすんでいない多くの地域では、離職者が多く、指導員の入れ替わりが激しいことから、子どもたちが安心して学童保育で過ごせなくなっています。国は指導員の処遇改善のための予算を確保していますが、活用している市町村は全体の約2～3割にとどまっている実態を、すべての市町村で実施していくことが重要です。

全国連協の実態調査では、調査対象を週20時間以上勤務する指導員に限定したにもかかわらず、約半数の指導員は年収150万円未満、「ワーキングプア」と言われる年収200万円未満の指導員が約6割という結果となっています(2018年調査)。

[量の拡充と質の向上を確かなものとするための制度改革の必要性]

共働き家庭の増加等、社会の変化、学童保育を必要としている家庭の増加に伴い、「量の拡充と質の向上」を目的に2015年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、学童保育が市町村事業と位置付けられました。「量の確保」では学童保育を必要とするニーズに基づいた計画の策定、計画に沿った新・増設が求められています。「質の向上」では、指導員の資格と配置の確保、子ども一人当たりの面積や子ども集団の規模など「条例基準」を策定し実施しています。しかし、現状の制度では市町村負担が3分の1と負担が大きく、市町村事業として十分に機能を果たすうえで必要な「量の拡充と質の向上」が実現されていません。単に国の予算の拡充だけではなく、国の負担割合を嵩上げし、市町村負担を軽減することで、必要な施設の新・増設による「量の拡充」を、そして、指導員確保のための処遇改善を進めることで「質の向上」が図られます。市町村事業として十分に機能を果たすためには国の負担を3分の1から2分の1に増やすことが求められています。また、保護者負担の軽減も必要です。

[事業の根幹を担う専門性を持った職員の専任・常勤・複数体制の実現]

子どもと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能、そして倫理観を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員が、「専任・常勤・複数体制」で配置され、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続してかかわるための条件整備と人材育成を基本とする方策を求めます。

指導員の資格について、全国連協は2019年6月に「高等教育機関における『学童保育士』養成課程の設置について」(提言)をまとめました。学童保育の質の向上を図るために、小学生の放課後の生活を専門的に学ぶこと、現行の資格が修得する内容のよりいっそうの充実を求めます。

以上

体制と主な事務

- 内閣官房大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内閣部局として以下の3部門。
- 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
 - こどもや若者から意見を聞くユース政策センターなどの実施。満足度や意見へのこども・若者の参加認定。SNSを活用した意見聴取等の検討
 - こども政策に関する大綱を一体的に作成・発表。地方自治体における開設計画の検討支援
 - 児童の権利に関する具体的な実施方針を実施（外務省と連携）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善
 - こどもや若者の意識調査。子どもの貧困対策や子供対策に関する調査研究の実施。関連する国連報告（法定日書）の一覧的な作成
 - こどもや家庭に効率的なブッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル行政実施）

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育困難等
 - 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
 - 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- 認定こどもの全てのこどもの育ちの保障
 - 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の支援。未就学児対応
 - 多施設教育・質育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - 認定こども園の事業の認可や規制の改善（認定型保育の一一本化等）
- 相談対応や情勢把握の充実、全てのこどもの児童福祉づくり
 - 子ども・青年結合相談センター、子育て世代包括支援センター。子ども家庭総合支援制度、児童子育て支援機関の充実
 - 放課後児童クラブ、完結型や青少年センター。こども食堂、学生支援の場などの様々な施設（サードプレイス）づくり
 - 児童手当の支給
- こどもの安全（性的被害の防止・準備防止、予防のための死亡検証(CDR)等）

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や相談の壁を突破した切れ目のない包括的支援
 - 地域の支援ネットワークづくり（子ども・青年支援地域協議会、児童虐待対策協議会）
 - 児童虐待防止対策の強化
 - いじめ防止及び不登校対策（大師件件と連携）
- 社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援

こども家庭庁の創設について(イメージ)

(参考2)



(出典：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（概要）)

学童保育の「従うべき基準」の参酌化と、 「施行後3年」の見直しに向けて国会請願署名が採択

国は2014年4月に、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「省令基準」)を公布し、これにもとづいて各市町村(特別区も含む。以下同じ)が最低基準となる条例を定めました。子どもに直接かかわる指導員の資格と配置基準については、「従うべき基準」として定められました。

○ 地方分権改革の動きから2018年12月の閣議決定、第198回通常国会へ

しかし、一部の自治体から人手不足の解消策を基準の緩和に求める動きが生じ、2017年12月26日に、「従うべき基準」として定められた放課後児童支援員の「資格」と「配置基準」を廃止または「参酌化」することの議論を、「地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」ことが閣議決定されました。

このことを受けて、全国連協は「従うべき基準」を堅持するため、さまざまな取り組みをすすめました。しかし、2018年11月19日に開催された「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」で、「『従うべき基準』については、現行の基準の内容を『参酌すべき基準』とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」との方針案が示されました。この対応方針案は、同年12月25日に閣議決定され、学童保育の「従うべき基準」の「参酌化」を含む児童福祉法改定は、第9次地方分権一括法案として第198回国会(2019年1月28日～6月26日)で審議されました。

○ 「第9次地方分権一括法」による、学童保育の「従うべき基準」の参酌化

「省令基準」策定からわずか5年の2019年5月、「第9次地方分権一括法」が成立し、児童福祉法の改定により、「従うべき基準」として定められた「放課後児童支援員の資格および配置基準」は参酌化され、2020年4月1日に施行されました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法） (2019年5月31日成立)

第9条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部を次のように改正する。

第34条の8の2 第2項中『放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については』を削る

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。3 第2条、第4条、第9条及び第12条の規定並びに附則第5条及び第6条（第1号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成32年4月1日（放課後児童健全育成事業に関する検討）

第5条 政府は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行後3年を目途として、第9条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

*衆議院地方創生に関する特別委員会、参議院内閣委員会で議論され、付された附帯決議のうち、学童保育にかかわる内容はつぎのとおりです（衆議院と異なる点は下線部）。

* * *

- 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認める場合には、国は当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。
- 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従

- 事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査（については、法令上に規定された基準等に基づく調査を行うとともに、）の実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。
- 3 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また同事業に係る既存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に対する周知徹底を図ること。
- 4 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告聴取、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。

○ 経過措置後の資格の取り扱いについて

2015年4月に設けられた「省令基準」は附則で、「（職員の経過措置）第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中『修了したもの』とあるのは、『修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）』とする」と定めていました。これは、2020年3月31日までは、「放課後児童支援員認定資格研修」（以下「認定資格研修」）を受講する前であっても、基礎要件のいずれかに該当していく「修了することを予定している者」を「放課後児童支援員」とみなすことを意味しています。

これは本来、十分な人数の現任の指導員が「認定資格研修」を受講し、その後、就労を継続することによって基準を満たすことを前提として設けられた「経過措置」です。また、2018年7月に提出された、厚生労働省の「総合的な放課後対策にむけて 社会保障審議会児童部会放課後児童に対する専門委員会 中間取りまとめ」では、「放課後児童支援員の人材を確保する観点から、大学等における養成のあり方などについて研究を進めていくことを考えられる」と報告しています。

しかし、経過措置の終了時点で、十分な人数の指導員が「放課後児童支援員」となり、就労継続ができていれば、長期休暇中の1日保育も含めて開所時間のすべてに配置することができますが、学童保育の新設や、学卒者の新規採用、退職による欠員を補う対応が必要です。

全国連協では、指導員の資格制度および配置基準を堅持したうえで、経過措置の終わる2020年4月1日からは学童保育を運営するためには有資格者の配置が必要なこと、現任指導員が資格取得したのち、就労を継続することが重要だという前提で、2021年8月26日に厚生労働省に提出した要望書では、つぎのように要望しました。

7 (6) 従うべき基準の参酌化に伴う「経過措置」後の資格の取り扱いについて

国は、2020年4月からの「従うべき基準」の参酌化に伴い、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の見直しを行い、「経過措置」として「放課後児童支援員」の基礎要件を満たしている者については、2023年3月末までに「認定資格研修」修了の計画があるものに関しては「放課後児童支援員」とみなし、補助基準額どおりの補助を行うとしています。しかし、上記大学等での養成課程による資格取得の仕組みがない中で、新卒と同時に有資格者として学童保育に従事することはできません。しかし、退職にともなう有資格者の確保や、新しい学童保育開設のための職員確保も必要です。こうした状況を踏まえ、大学等での養成課程による資格取得の仕組みができるまでの間、採用後すみやかに「認定資格研修」を修了することを前提として、有資格者としてみなしてください。

厚生労働省は「省令基準」の内容は変えず、「基礎資格を有する研修未受講者は参酌化施行後3年の見直しまでの間（令和4年度末まで）に研修修了を予定している者も、補助要綱上は放課後児童支援員とみなし、これまでと同様に補助」するとしています。

○ 基準の参酌化に伴う職員配置等に応じた補助基準額の設定

「従うべき基準」の参酌化に伴い、2020年度から国の補助金のうち運営費には、職員配置等に応じた補助基準額が設定されました。補助基準額は【資料8】を参照してください。

- ① 原則、「省令基準」どおり、職員を配置した場合
- ② 有資格者1名のみ配置した場合
- ③ 無資格者を複数配置した場合
- ④ 無資格者を1名のみ配置した場合

なお、利用している子どもの安全確保方策を条例などで規定していて、児童数が20人未満になる時間帯や曜日だけ、職員の1名配置や、無資格者のみの配置を認めるとしている場合も、①の基準額となります。

つまり、国としては子どもの人数が少ない時間帯は地域の実情を優先（人手不足をそのままに）し、子どもの安全や安心できる保育体制を確保しない、一名配置や無資格者の配置を許容するということです。

「従うべき基準」の「参酌化」以前から、「省令基準」では「放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない」（第10条4項）と、「20人未満」の学童保育には特例措置が設けられていました。

子ども集団の規模は「おおむね40人以下」（第10条4項）、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」（第10条2項）と定められていますが、このたび国が補助基準額の考え方を示したことにより、子ども20人に指導員1人という誤った解釈の配置基準を市町村が運用することが懸念されます。

市町村独自の指導員の「資格および配置基準」を設けることで、「全国一定水準の質」が担保された「放課後児童支援員」と、その市町村でしか通用しない「放課後児童支援員」が混在する事態など、子どもの安全・安心、保育の質を担保する資格制度を崩壊させる危険もはらんでいます。

○ 基準の参酌化に伴う条例改定等の状況

厚生労働省が行った「『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』の参酌化に伴う条例改正等の状況について」の調査によると、学童保育を実施している1,624自治体のうち、622自治体で「人員配置・資格要件」基準を変更していました（2021年7月末時点、複数回答。前年比47増。※前年は2020年9月時点の調査）。「具体的な改正内容」はつぎのとおりです。

- ・放課後児童支援員等（以下、支援員）の員数に関する改正……44自治体（前年比12増）
- ・支援員の資格要件に関する改正……11自治体（前年比1増）
- ・「放課後児童支援員認定資格研修」修了要件の経過措置延長……605自治体（前年比45増）
- ・職員の専任規定に関する改正……3自治体（前年比増減なし）

なお、改定が行われた622自治体のうち、567自治体は「認定資格研修」修了要件の経過措置の延長（つまり、実態として「資格を取らなくても事業に従事していてもいいという期間」を延ばしている）のみを改定しています。

放課後児童支援員等の員数について、国の基準（放課後児童支援員の複数配置が原則）とは異なる規定を設けた44自治体における基準内容と自治体数の内訳はつぎのとおりです。

- ・「放課後児童支援員の1人配置を可とする」……32自治体（前年比5増）
- ・「補助員の2人配置を可とする」……4自治体（前年比2増）
- ・「放課後児童支援員を置かず補助員の1人配置を可とする」……5自治体（前年比4増）
- ・その他……3自治体（前年比1増）

放課後児童支援員等の配置と数について、国の基準とは異なる規定を設けた際に、それを認める場合の要件を、「利用児童が20人未満の事業所」としたのが15自治体（前年比5増）、「夕方等の特定の時間帯」としたのが11自治体（前年比3増）、「土曜日等の特定の曜日」としたのが8自治体（前年比3増）ある一方で、「その他（16自治体、前年比2増）」「特段の制限を設けていない（4自治体、前年比2増）」という自治体もありました（複数回答）。

放課後児童支援員の資格について、国の基準と異なる規定を設けた自治体は「国の基準と異なる基礎資格を規定」したのが6自治体（前年比1増）、「認定資格研修修了の義務なし」と

したのが6自治体（前年比1増）ありました。なお、この資格は当該の自治体のみで有効となるもので、ほかの自治体では無資格者の扱いとなります。

今回、「認定資格研修」修了に係る経過措置を延長した主な理由を調査しています。「急な退職等の人員不足に対応するため（144自治体）」「基礎資格を持った新規採用者をみなし支援員として取扱い、人員不足に対応するため（206自治体）」「年度途中に採用された者等について、年度内に研修が受けられない可能性があるため（42自治体）」「研修回数や定員が不足しており、年度内に全ての研修対象者が受講できなかったため（56自治体）」「その他（157自治体）」でした。

「条例改正実施済み」と回答した622自治体のなかには、条例の内容などを事業者や利用者に周知・説明していない自治体が79自治体ありました（前年比62減）。具体的な内訳はつぎのとおりです。

- ・事業者と利用者の両方に対し、条例の内容等を周知・説明した 88自治体（前年比300減）
- ・事業者に対し、条例の内容等を周知・説明した 439自治体（前年比431増）
- ・利用者に対し、条例の内容等を周知・説明した 16自治体（前年比22減）
- ・実施していない 79自治体（前年比62減）

本来、市町村において条例の内容を変更する際には、市町村議会での議決の前に、住民・利用者への説明が必要です。

「条例改正実施済み」と回答した622自治体のなかには、「参酌化による影響があった」と回答した自治体は363ありました。具体的な内容は下記のとおりです（複数回答）。

- ・事業の継続が困難であったが、参酌化により事業の継続が可能となった 283自治体（前年比10増）
- ・これまで放課後児童クラブを実施していなかったが、参酌化により新たに事業を開始した（する予定） 21自治体（前年比4増）
- ・利用児童の少ない夕方の時間帯の開所時間を延長する等、より保護者のニーズに応える対応が可能となった 16自治体（前年比1増）
- ・急な退職があった場合でも、設備運営基準の参酌化により運営に支障を来さなくなった 94自治体（新規項目）

厚生労働省は、2021年3月8日付で、子ども家庭局長通知「『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』と異なる基準を定める場合の留意事項について」を発出し、つぎのように注意喚起しています。「事業をいかなる体制で運営する場合であっても、子どもの安全の確保について最大限留意することが必要」「必ず利用児童の安全確保方策について条例等により定めるとともに、それによる対策を講じられたい」「放課後児童支援員としての全国共通の認定資格を付与するためには、設備運営基準第10条第3項に規定する要件を満たす必要があることにご留意願いたい」。

○ 子どもを守ることにさまざまな困難が

短時間勤務の指導員だけでシフトを組むのは、継続的に子どもとかかわり、責任を持って保育を行うことがむずかしい勤務形態といえ、申し送りや記録があったとしても、「子どもの様子を十分に把握すること」「一人ひとりにていねいにかかわること」「子どもを多角的に理解すること」に大きな困難を伴います。

「指導員が一人だけで保育を行う状況が継続的にある」状態では、一人ひとりの子どもの思いに応えながら保育を行うことがむずかしくなり、「その場そのときの直接的な安全を確保すること」や「緊急時の対応」に多くの困難が生じ、「子どもの生活空間が狭められる」「一斉活動が増えて活動が制限される」などの状況が生まれます。

また、学童保育の生活のなかでは、安全の確保を必要とする場面（事故・ケガ対応や不審者の侵入防止、災害発生など）が常にあり、それに対応しうる職員体制と知識や経験に裏づけられた瞬時の判断が必要です。

さらに、大人が一人で子どもたちを見るという事態は、学童保育が「密室」となり、虐待につながるような不適切な対応が生じる危険性もはらんでいます。

子どもと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能を備えた「放課後児童支援員」

という資格を持つ指導員が、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続してかかわるためには、国や自治体の基準の「緩和」ではなく、指導員が就労を継続するための条件整備と人材育成を基本とした方策が必要です。

○ 全国学童保育連絡協議会が取り組んだ国会請願署名が全会一致で採択

「省令基準」の「参酌化」の見直しを行う「施行後3年」を2023年春に迎えるにあたり、2022年度中に検討が行われることが想定されました。「従うべき基準」に戻すためには、法改正=通常国会での審議が必要です。

私たち学童保育関係者は長年、国や地域の行政担当者や議員との懇談や要望書の提出、議会への働きかけなどを通じて、個々の学童保育と各地の学童保育全体をよりよくすることに取り組んできました。一人ひとりの声は小さくとも、当事者である保護者・指導員の意見をまとめ、保護者会・父母会や指導員組織、地域連絡協議会を通じて、当事者の総意として、要望を届けることが必要です。

学童保育が児童福祉法に位置づけられたのも、1973年以降、国の制度化を求める国会請願や、「一人ひとりの声」を国に届ける取り組みを行い、保護者・指導員らの切実な声が、社会の反響を呼んだことが大きな力となりました。

全国連協は、2021年から2022年にかけて、「一人ひとりの声を国と自治体に届けよう」という取り組みと、「学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める」国会請願署名を行いました。今回、私たちが国会請願署名に取り組んだことの意義は、大きくはつぎの2点にありました。「当事者が声を上げ、職場・知人・学童保育OBなどに協力を呼びかけて『署名』を集めることを通じて、広く社会に訴え、理解を得たことを署名数として示すこと」「紹介議員の要請や、審査の過程などを通じて、請願内容について議員に理解を深めてもらい、学童保育に理解を示す議員の数を増やすこと」。

そして、「専門的な知識と技能を備えた指導員が就労を継続できない」「指導員の待遇を改善してほしい」という保護者の切実な声が集まり、第208回通常国会に、学童保育にかかわる二つの議員連盟に入会している議員をはじめとして、請願が付託された衆・参の厚生労働委員会所属の議員を中心に、紹介議員の要請をしました（都道府県・市町村連絡協議会では、日常的に懇談を行っている議員、また、この機会に新たな関係の構築を求めるべく、地元議員に懇談を申し入れ、幅広く要請することができました）。その結果、衆・参あわせて124名の紹介議員を通して、116,303筆が受理され、全会派一致で請願が採択されました。

全国連協では、請願の内容を実現するために、同時に取り組んできた子ども・保育に関わる具体的な「一人ひとりの声」を国と自治体に届けながら、「新型コロナウイルス感染症」対応で明らかになった施策の脆弱性も訴えていきます。

学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める請願書

衆議院議長
参議院議長

殿
殿

年　月　日

紹介議員

請願者 氏名

外　名

住所

請願趣旨

学童保育（放課後児童クラブ）は、1997年に児童福祉法に位置づけられ、2015年には、厚生労働省合「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」と「放課後児童クラブ運営指針」）が策定され、国の予算も拡充されつつあります。

2020年3月、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校の「臨時休業」中も、学童保育は、調査から「原則開所」を保育所と同様に求められました。学童保育を開所したことで、保護者の就労と社会の機能を支えてきました。しかし、「省令基準」に示された、施設の広さ（児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上）や子ども集団の人数規範（おおむね40人以下）は、すべての学童保育では実現できていません。「3密」など感染リスクを避けるために、保護者の判断や市町村からの「利用自粛」の要請で、子どもを心配しながら留守番させた保護者や、学童保育に行きたいのに我慢して自宅等で過ごしていた子どもたちがいました。学童保育では、その日出席している子どもだけでなく、欠席した子ども、欠席しがちになっている子どもも含めて、生活の連続性を考えて日々の生活づくりを行っています。今回のコロナ禍で、指導員は子どもや家庭ともさまざまな方法でかかわってきました。地域によっては、分散登校の時間も含めると4ヶ月近くもの間、一日保育がつづいたところもあります。感染拡大防止に努めながら子どもたちの安全を確保することとあわせて、子どもたちの情緒の安定をはかること、生活環境の変化に伴う家庭の養育基盤の弱まりや虐待のおそれがある場合の対応などもしてきました。コロナ禍にあって、「孤独」「孤立」になりがちな子ども・保護者をつなげる役割を学童保育が担っています。

自治体や学童保育現場によって実施状況はさまざまであり、大きな格差があります。今般、公立小学校の学級人数の上限を36人に引き下げる法改正を行うことが示されました。学童保育も、指導員の資格と配置基準、広さや子ども集団の人数規範について基準が遵守されて「全国一定水準の質」が保たれることが必要です。

上記の趣旨により以下の請願をいたします。

請願事項

- 第198国会で採択された「学童保育（放課後児童健全育成事業）を拡充し、子育て支援の充実を求める請願」を国への責任で具体化してください。
- 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、さらには新興感染症にも対応していくためにも、「指導員の資格」「配置基準」「広さ」「子ども集団の人数規範」を早急に改善してください。上記の趣旨をふまえて、「第9次地方分権一括法」の附則による「施行後3年」の見直しの際には、学童保育の基準を拡充してください。

氏名	住所
都道府県	都道府県

※この署名用紙は厳重に保管し、審査後提出します。記入された個人情報は、本請願提出以外の目的に使用いたしません。
※請願署名の説明や記入する際の注意事項は裏面をごらんください。同じ住所が続く場合は省略しても構いませんが、必ず「田舎」と書いてください。「！」は不可です。

【取扱い団体】全国学童保育連絡協議会（会長：西田隆良、住所：東京都文京区本郷2-26-13）【第二次集約】1月31日

よりよい学童保育(放課後児童クラブ)の実現に向けて

一人ひとりの声を 国と自治体に届けよう

(感染拡大防止に努めながら、「日常の安心」を
量の拡大と質の向上、安心できる制度と基準を求めて)

●入所児童数 130万5420人(前年比35,681人増) ●待機児童 1万8789人以上(前年比3,256人増)

●国基準おおむね40人以下の施設は全体の62% (数字は40人以下の施設の単位)

* 2020年5月1日現在の全国学童保育連絡協議会調査より



全国どこでも誰もが安心して通える学童保育を公的責任で

全国学童保育連絡協議会 2021年1月

学童保育の保護者と指導員でつくる都道府県の連絡協議会で組織された団体です。1967年に結成し、50年以上にわたってよりよい学童保育をつくる取り組みをつづけてきました。くわしくは当のホームページをご覗ください。

〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13
TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765
<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>
E-mail: zghrk@xui.biglobe.ne.jp

<取り扱い団体・送り先>

指導員の配置は「専任・常勤・複数体制」が必要、 資格の設けられた指導員の処遇改善を

○ 学童保育の役割、生活づくりと指導員の仕事

学童保育に通う子どもは一人ひとりの年齢や発達段階、家庭環境や生活環境が異なっていますし、興味や関心もさまざまです。指導員には、学童保育での生活がスムーズに営まれ、子ども一人ひとりが安心して充実した生活がおくれるように、それぞれの年齢や発達過程に応じたかかわりをもち、子どもが学童保育を「安心できる毎日の生活の場」として認識し、必要な期間、自ら進んで通いつづけられるように支え・援助することが求められます。

私たちは、子ども・指導員・保護者がともに行う「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を、「生活づくり」と呼んで大切にしています。そして、子どもや保護者とともに生活づくりを進めるうえで指導員の担う仕事を、つぎのように整理しています。

- (1) 学童保育の保育内容は次の通りとする。
 - ① 子どもの安全・健康・衛生を確保すること
 - ② 子どもの安定した生活を保障すること
 - ③ 遊びやその他の活動・行事などの豊かな生活を保障すること
 - ④ おやつを提供すること
 - ⑤ 施設外保育に努めること
 - ⑥ 外出・地域との交流に努めること
- (2) 家庭との連絡・協力を図る
- (3) 関係機関との連携を図る

指導員は、子どもや保護者に直接かかわるほかにも、「保育内容の記録」「保育の打ち合わせ」「保育計画（見通し）の作成と振り返り、まとめ」「情報共有の会議や、保育内容に関する事例検討」「関係機関や地域との連携・協力」など、多岐にわたる仕事に連携・協力しながら取り組んでいます。そのほかにも、施設の維持・管理など学童保育を円滑に運営するための実務を指導員が担っている現場も多くあります。

○ 指導員は、「専任・常勤・複数体制」で配置されることが必要です

学童保育では、「年齢や発達の異なる子ども一人ひとりと子ども全体にかかわることを、同時に、または並行して行う必要があること」「安全を守る場面や、ケガへの対応やいきかいなどの場面では、個々の子どもへの対応と、子ども全体への対応を同時に行う必要があること」「個別に特別な援助が必要な場合があること」「小学1年生から6年生までの子どもの発達・特性を継続的に把握したかかわりが求められること」などから、専門的な技能と知識を身につけた指導員が、「放課後子供教室」や児童館など、ほかの仕事と兼務するのではなく、専任として常時複数配置されることが必要です。

保育中、多くの場合、指導員は分担、連携しながら子どもたちとかかわります。職場によっては、雇用形態が異なる指導員が一緒に保育にあたっていることもありますが、子どもの前では対等・平等であるという意識のもとで職場づくり・運営をすすめることが大切です。

また、指導員が子どもと安定的に継続的なかかわりをもてるようにするためにも、長期に安定した雇用が確保される必要があります。仕事を継続するなかで経験を蓄積し、その経験と自らの学びを同僚とともにたしかめることは、指導員が専門的な知識と技能を高めていくこともつながります。

○ 指導員の国の資格「放課後児童支援員」が定めされました

国は、2012年改正、2015年施行の児童福祉法で「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数」（指導員の資格と配置基準）については、市町村が「従うべき基準」と定めました（残念ながら、2020年に「参酌基準」に改定）。2014年4月に公布した「省令基準」では、指導員の資格と配置基準が示され、学童保育には「放課後児童支援員を置かなければならない」こと、放課後児童支援員の数は、基本的には「支援の単位ごとに2人以上置くこと」とされています。

資格を取得するには、保育士や社会福祉士、教諭などの有資格者、大学で一定の決められた課程を履修したもの、高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した者などの9項目（2018年4月

より、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適當と認めたもの」も基礎資格として追加され10項目)のいずれかに該当する者が、都道府県(2019年4月から政令市、2020年4月から中核市も実施できることになった)が実施する「放課後児童支援員都道府県認定資格研修」(以下「認定資格研修」)を受講し、修了することが必要とされています。

○ 国が「常勤」の指導員の配置を検討、処遇改善の動き

かつて、国が積算する人件費の補助単価は、平日6時間勤務の非常勤職員の賃金で計算されていたため(指導員一人当たり174万円程度で計算)、雇用は不安定で労働条件は劣悪でした。

2014年度、内閣府で「保育緊急確保事業」が予算化され、学童保育の指導員の処遇改善に係る費用が予算化されました(「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」)。

しかし、この事業が年度途中からはじめられたこと(そのため、市町村や都道府県が3分の1の負担分を予算化できなかった)、事業名から事業内容を理解するのが困難だったことなどがあつて、実際に申請した市町村は2割に届きませんでした。

そこで、2015年度より事業名を「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に変更し、2014年度と同様に、非常勤職員に係る賃金改善経費の上乗せを行うために必要な経費の補助とあわせて、「常勤職員」を配置している場合には、その賃金改善を行うために必要な経費の補助を行うための予算が計上されました。この事業は、2016年度以降も継続されています。

○ 2017年度予算では、職員の入件費増額、資格・経験等に応じた処遇改善も

2017年度予算では、学童保育の運営実態をふまえて職員の入件費を見直し、運営費補助基準額が増額されました。これまででは、最低賃金による日額単価で算出されていた職員(一人当たり年額約181万円)3人分の入件費のうち、一人分が福祉職俸給表にもとづき、月額単価(年額約310万円)で算出されることになりました。

また、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績に応じて処遇を改善する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」が実施されています。

○ 「放課後児童対策に関する専門委員会」の議論では

厚生労働省社会保障審議会児童部会に設置された「放課後児童対策に関する専門委員会」(座長 柏女靈峰 淑徳大学総合福祉学部教授)が2018年7月に公表した中間報告書では、「3. 放課後児童クラブの今後のあり方(2)質の確保 ① 放課後児童クラブに求められるもの」として、「運営指針が求める育成支援の内容を全てのクラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上に、より一層取り組む必要がある。そのためには、運営指針で示された育成支援の内容について、現場で育成支援を行う放課後児童支援員等への研修を十分に行い、理解を深めていくことが必要である」と述べられています。

また、「② 放課後児童支援員のあり方・研修について」にも、「放課後児童支援員の職務には、子どもとの直接な関わりのみならず、育成支援の計画や、保護者、学校や地域との連絡など、様々なものがある。これらの職務が確実に行われるよう、放課後児童支援員の処遇改善が望まれる。また、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる」と述べられています。

○ 行き渡らない指導員の処遇改善、有資格者の就労継続のために支援を

一部の市町村では、国が設けた2つの事業を活用して、学童保育指導員の処遇改善を行い、「常勤職員の複数配置」が進められ、指導員が子どもや保護者への理解を深め、学童保育が子どもにとっての「生活の場」となることにつながっています。

一方、多くの地域では、いまなお、指導員の仕事を「ただ、子どもを見ているだけ」「子どものいる時間帯だけの勤務でよい」との認識があり、指導員に求められる職責の重さに対して処遇が低く、そのため、離職者も多く、求人しても人が集まらないなど、なり手不足も深刻です。また、短時間雇用が多く、入れ替わりが激しいことから、継続して子どもや保護者とかかわれないなどの課題を抱えています。

大人数の指導員が短時間勤務だけで仕事を担っていると、継続的に子どもとかかわり、責任を持って保育を行うことが困難になります。申し送りや記録があったとしても、子どもの様子

を十分に把握することはむずかしく、一人ひとりにていねいにかかわること、子どもを多角的に理解することは困難です。公営の学童保育では、「自治体内のほかの非正規職員との均衡を考えると、学童保育指導員だけの処遇を上げるわけにはいかない」といったことを理由に、処遇改善がすすまない市町村もあります。

また、指導員が、「扶養の範囲で働きたいので、時給が上がるなら勤務時間数を削減する」「社会保険加入の対象とならないよう、勤務時間数を削減することを希望している場合もあり、処遇改善につながらない実態もあります。

「子どもが好きなら」「子育て経験があれば」という考え方をもとにした指導員の確保策では、この事業は成り立ちません。指導員の役割や仕事内容についての認識を変えないまま、働き方や処遇の改善に着手せず、「人材確保に苦慮している」との理由で基準を引き下げていては、なり手がいないのは当然のことと言えます。

厚生労働省の2021年5月1日現在の実施状況の調査によれば、放課後児童支援員等の数は、常勤職員・常勤職員以外をあわせて17万5,583人、そのうち「認定資格研修」を受講した者の数は9万9,162人です。「認定資格研修」を修了して有資格者となった指導員が就労継続できるための制度の拡充が必要です。

学童保育の子どもたちに安全・安心な生活を保障し、責任をもってかかわるには、専門的な知識・技能を備えた指導員が継続的・安定的に雇用されること、保育時間前後に必要な準備時間が設けられることなどが不可欠です。しかし、現状では、それを保障するような勤務条件、待遇でないところが少なくありません。全国連協の2018年実態調査では、つぎのことがわかりました。

○ いまだ多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪

週20時間以上勤務する指導員（この調査で集計された指導員数10,331人のうち、回答したのは4,972人）について、勤務時間、年収、仕事内容、経験年数、待遇等を調査しました。

個別調査 2017年度の年間勤務実績

	2018年調査	参考・2012年調査
~1000時間	899 (18.08%)	43.0%
1001～1500時間	1,896 (38.13%)	30.8%
1501～2000時間	1,379 (27.74%)	20.3%
2001時間以上	455 (9.15%)	5.9%
無回答・回答無効	343 (6.90%)	
合計	4,972	

【勤務時間】

1日6時間以上勤務の指導員が増えたものの、依然として6時間未満の指導員が5割以上を占める（56.21%）。

年間の勤務時間が1500時間以下の指導員だけで構成されている職場が3割以上ある。

個別調査 年間勤務実績からみる職場における指導員の構成（総数1844）

職場に年間の勤務時間が1500時間以下の指導員しかいない	634 (34.60%)
1501時間以上勤務する指導員と1500時間以下の指導員がいる	838 (45.60%)
1501時間以上勤務する指導員ばかりで構成されている	372 (20.20%)

個別調査 年収（4972）

50万円未満	171 (3.44%)
50万円以上～100万円未満	809 (16.27%)
100万円以上～150万円未満	1,428 (28.72%)
150万円以上～200万円未満	712 (14.32%)
200万円以上～250万円未満	731 (14.70%)
250万円以上～300万円未満	391 (7.86%)
300万円以上～350万円未満	206 (4.14%)
350万円以上～400万円未満	79 (1.59%)
400万円以上	148 (2.98%)
無回答・回答無効	297 (5.97%)
合計	4,972

【年収】

調査対象を週20時間以上勤務する指導員にしたにもかかわらず、約半数の指導員は年収150万円未満、「ワーキングプア」と言われる年収200万円未満の指導員が約6割。

年収150万円未満の職員のみで構成されている	807 (43.8%)
年収250万円以上の職員が複数在籍している	237 (12.8%)

【賃金】時給月給が約半数、月給が4割。

個別調査 賃金形態 (4776)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
月給	2,132 (42.88%)	59.0%	48.2%	58.8%
日給月給	195 (3.92%)	2.2%	7.7%	7.8%
時給月給	2,419 (48.65%)	38.2%	43.6%	31.8%
その他	27 (0.54%)	0.6%	0.5%	1.6%
無回答・回答無効	199 (4.00%)			
合計	4,972			

【指導員の仕事内容】

指導員の仕事は、子どもや保護者に直接かかわるほかにも、多岐にわたる。（複数回答）

個別調査 仕事内容 (4972)

学校との情報共有	3,198 (64.32%)
保護者への連絡・情報共有	4,159 (83.65%)
防災・防犯対策	3,765 (75.72%)
要望・苦情への対応	3,129 (62.93%)
児童虐待早期発見への取り組み	3,564 (71.68%)
地域組織との情報交換や相互交流	2,113 (42.50%)
児童館やその他公共施設等の積極的活用	1,909 (38.40%)
地域住民との連携、協力	1,989 (40.00%)
地域の保健医療機関等との連携	1,203 (24.20%)
虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と検討・協議	1,445 (29.06%)
放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加	892 (17.94%)

個別調査 指導員としての経験年数

	2018年調査	参考 2012年調査
2年未満	972 (19.55%)	31.6%
2年以上3年未満	616 (12.39%)	13.2%
3年以上5年未満	843 (16.95%)	18.9%
5年以上10年未満	1,177 (23.67%)	22.7%
10年以上20年未満	1,000 (20.11%)	13.6%
20年以上	214 (4.30%)	調査なし
無回答・回答無効	150 (3.02%)	
合計	4,972	

【指導員の経験年数】

経験年数5年未満の指導員が約半数、すべての職員が経験年数3年以上の職場は約3割。

職場において、全員の職員が 経験年数3年以上	585 (31.72%)
職場において、全員の職員が 経験年数3年未満	104 (5.64%)

【国や市町村による指導員の処遇改善のための取り組み】

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を利用した自治体は20.18%、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を利用した自治体は18.49%。ともに80%前後の自治体が活用していない。

市町村調査 処遇改善の取り組み

	放課後児童支援員等 処遇改善等事業	放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改善事業	参考:2017年実績 処遇改善／キャリアアップ
利用した	227 (20.18%)	208 (18.49%)	
利用しない	885 (78.67%)	904 (80.36%)	
無記入	13 (1.16%)	13 (1.16%)	
合計	1,125	1,125	297(18.38%)/ 213(13.18%) 1,319(81.62%)/1,403(86.82%)

(割合は学童保育を実施していた1616市町村のうちの割合)
(2017年実績は、2018年3月20日開催 全国児童福祉主管課長会議資料より)

【国や市町村による指導員の人材確保のための取り組み】

募集を中心に取り組まれている。しかし「給与面の改善」については26.13%に留まっている。
市町村調査 指導員の人材確保にあたって、計画・予定していること
 (複数回答) (1,125)

公営	
ホームページ	314 (27.91%)
自治体の広報誌	396 (35.20%)
給与面の改善	197 (17.51%)
ハローワーク	404 (35.91%)
求人業者	74 (6.58%)
その他	106 (9.42%)
無回答	53 (4.71%)

【待遇】

待遇は依然として改善されず、悪化している。
個別調査 昇給制度、退職金制度 (4972)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
昇給制度あり	1,978 (39.78%)	48.1%	46.7%	47.9%
退職金制度あり	1,187 (23.87%)	38.4%	28.7%	41.5%

個別調査 手当 (4972)

通勤手当	3,463 (69.65%)
時間外手当	3,024 (60.82%)
休日手当	1,383 (27.82%)
住宅手当	222 (4.47%)
扶養手当	295 (5.93%)
役職手当	741 (14.90%)
ない	490 (9.86%)

個別調査 労働保険、社会保険、就業規則、雇用契約書、健康診断 (4972)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
労働保険の加入あり	3,744 (75.30%)	91.4%	80.5%	75.9%
社会保険の加入あり	2,828 (56.88%)	63.5%	62.5%	61.8%
就業規則あり	4,069 (81.84%)	85.1%	79.5%	78.2%
雇用契約書あり	4,130 (83.07%)	-	-	-
健康診断の保障あり	3,798 (76.39%)	-	-	-

【研修】

指導員に研修を受講させる市町村は7割以上と増えてきたが、研修機会のないままに現場に立つ指導員もいる。

市町村調査 自治体主催の研修の有無 (複数回答) (1,125)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査
都道府県主催	478 (42.49%)	596 (40.71%)	448 (29.59%)
市町村主催	362 (32.18%)		
新任・現任研修がない	419 (37.24%)	868 (59.29%)	1,066 (70.41%)
無回答	25 (2.22%)		

**市町村調査　自治体主催の新任研修の有無
(2018年度調査については複数回答) (1,125)**

2018年調査		2012年調査	2007年調査
あり	313 (27.82%)	190 (13.01%)	146 (9.75%)
都道府県主催	212 (18.84%)		
市町村主催	118 (10.49%)		
なし	787 (69.96%)	1270 (86.99%)	1352 (90.25%)
無回答	25 (2.22%)		
合計	1,125	1,460	1,498

市町村調査　自治体主催の研修以外に研修・学習の機会の保障や援助があるか (1,125)

参加費・受講料の保障	269 (68.97%)
勤務として給与が発生	298 (76.41%)
代替職員の確保	106 (27.18%)
交通費・交通手段の保障	298 (76.41%)
その他	24 (6.15%)

個別調査　そのほかの研修・学習の機会の保障や援助（複数回答）

研修費の保障	3,345 (67.28%)
研修を勤務に位置付け	3,376 (67.90%)
代休の保障	1,551 (31.19%)
交通費の保障	3,589 (72.18%)
交通手段の確保	3,460 (69.59%)
研修の紹介	1,275 (25.64%)
何もない	132 (2.65%)

○ 指導員の仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすために

全国連協は、指導員が自らの仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすためには、以下の諸条件が整えられる必要があると考え、これらが総合的に解決されることを国や自治体に要望しています。

- ◎指導員に求められる専門的な知識と技能に対する社会的合意がはかられること。
- ◎子どもとの安定的な関わりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用が確保されること。
- ◎指導員の勤務時間として、保育時間前後に必要な準備時間が設けられること。
- ◎専任の指導員が常時複数配置され、安全面に配慮して円滑な運営を行えるようにすること。
- ◎指導員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるように研修の機会が保障されること。

令和3年度 放課後児童支援員等待遇改善等事業の実施状況（子ども・子育て支援交付金 受付決定ベース）

No.	都道府県	実施市町村	市区町村						
1	北海道	丁	札幌市①	東広島市②	函館市③	釧路市④	網走市⑤	室蘭市⑥	恵庭市⑦
2	青森県	4	盛岡市①	八戸市②	前田町③	野辺地町④	三戸町⑤	五所川原市⑥	十和田市⑦
3	宮城県	9	仙台市①	東北市②	遠田郡美里町③	松島町④	一関市⑤	大崎町⑥	石卷市⑦
4	岩手県	2	盛岡市①	奥州市②	名取市③	一関市④	宮古市⑤	北上市⑥	遠野市⑦
5	福島県	2	郡山市①	西郷町②	猪谷町③	伊達市④	南相馬市⑤	浪江町⑥	南会津町⑦
6	山形県	10	山形市①	山辺町②	寒河江市③	天童市④	鶴岡市⑤	長井市⑥	朝日町⑦
7	福島県	3	福島市①	いわき市②	南相馬市③	相馬市④	東松島市⑤	二本松市⑥	南会津町⑦
8	新潟県	11	小千谷市①	長岡市②	中之条町③	柏崎市④	糸魚川市⑤	阿賀野市⑥	石川町⑦
9	長野県	8	佐久市①	長野市②	飯田市③	上田市④	大町市⑤	木曽町⑥	御代田町⑦
10	群馬県	10	太田市①	伊勢崎市②	高崎市③	渋川市④	館林市⑤	高崎市⑥	安中市⑦
11	埼玉県	41	桶川市①	白岡市②	越谷市③	蕨市④	鶴ヶ島市⑤	幸手市⑥	上尾市⑦
12	千葉県	13	市原市①	印西市②	柏市③	船橋市④	習志野市⑤	匝瑳市⑥	ときわ台市⑦
13	東京都	10	多摩市①	狛江市②	羽村市③	日野市④	立川市⑤	八王子市⑥	調布市⑦
14	神奈川県	13	横浜市①	鎌倉市②	藤沢市③	相模原市④	平塚市⑤	茅ヶ崎市⑥	伊势原市⑦
15	新潟県	3	南魚沼市①	市貝町②	上越市③	柏崎市④	阿賀野市⑤	十日町市⑥	南魚沼市⑦
16	富山県	5	高岡市①	射水市②	舟橋村③	高岡市④	高岡市⑤	高岡市⑥	高岡市⑦
17	福井県	0							
18	山梨県	1	北杜市①						
19	長野県	4	佐久市①	須坂市②	上田市③				
20	岐阜県	4	瑞穂市①	瑞穂市②	中津川市③	大垣市④			
21	岐阜県	4	瑞穂市①	瑞穂市②	中津川市③	大垣市④			
22	静岡県	6	伊豆市①	伊豆市②	伊豆市③	伊豆市④	伊豆市⑤	伊豆市⑥	伊豆市⑦
23	愛知県	17	豊川市①	豊川市②	豊川市③	豊川市④	豊川市⑤	豊川市⑥	豊川市⑦
24	三重県	12	津市①	桑名市②	桑名市③	桑名市④	桑名市⑤	桑名市⑥	桑名市⑦

①-非常勤を含む職員の賃金改定に必要な賃料の一部を補助する事業を実施している市町村

②-介助員を雇用するための追加算入（賃金改定に必要な賃料を含む）の一割を補助する事業を実施している市町村

1

令和3年度 放課後児童支援員等待遇改善等事業の実施状況（子ども・子育て支援交付金 受付決定ベース）

No.	都道府県	実施市町村	市区町村						
25	滋賀県	13	大津市①	守山市②	東近江市③	栗東市④	近江八幡市⑤	湖南市⑥	長浜市⑦
26	滋賀県	1	西近江市①						
27	滋賀県	11	米原市①	守山市②	東近江市③	近江八幡市④	湖南市⑤	長浜市⑥	米原市⑦
28	滋賀県	7	琵琶湖町①	近江八幡市②	守山市③	近江八幡市④	湖南市⑤	近江八幡市⑥	近江八幡市⑦
29	滋賀県	9	米原市①	守山市②	守山市③	守山市④	守山市⑤	守山市⑥	守山市⑦
30	滋賀県	8	米原市①	守山市②	守山市③	守山市④	守山市⑤	守山市⑥	守山市⑦
31	鳥取県	1	鳥取市①						
32	鳥取県	2	大山町①	西伯郡②					
33	岡山県	7	瀬戸市①	瀬戸市②	瀬戸市③	瀬戸市④	瀬戸市⑤	瀬戸市⑥	瀬戸市⑦
34	広島県	0							
35	山口県	0							
36	徳島県	6	徳島市①	宇摩邑町②	吉野川市③	東みよし市④	石井町⑤		
37	香川県	1	高松市①						
38	愛媛県	0							
39	高知県	0							
40	福岡県	5	糸島市①	大刀洗町②	糸島市③	糸島市④	糸島市⑤	糸島市⑥	糸島市⑦
41	佐賀県	2	唐津市①	有田町②	唐津市③	唐津市④	唐津市⑤	唐津市⑥	唐津市⑦
42	長崎県	19	長崎市①	大村市②	島原市③	諫早市④	西彼杵町⑤	五島市⑥	長崎市⑦
43	熊本県	15	玉名市①	八代市②	八代市③	八代市④	八代市⑤	八代市⑥	玉名市⑦
44	大分県	2	中津川市①	平水町②					
45	宮崎県	3	都城市①	都城市②					
46	鹿児島県	13	霧島市①	霧島市②	霧島市③	霧島市④	霧島市⑤	霧島市⑥	霧島市⑦
47	沖縄県	24	那覇市①	泊町②	泊町③	泊町④	泊町⑤	泊町⑥	泊町⑦
合計		359122,190	(注) () 内はクラブ施設区分額 (1,624施設相当) に対する割合である。						

※1の合計：377地区町村　※2の合計：127地区町村　(注) () の合計：305地区町村

令和3年度 故障児童支援員キャリアアップ実施改善事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村									
			長岡市	高岡市	越前市	五泉市	白山市	八重尾町	瓦葺町	土居町	高美町	安田町
1	北海道	26	札幌市 豊浦町 留萌市	勇払町 勇払町 小樽市	五稟川原町 五稟川原町	五稟町 五稟町 大穂町	茅野町 茅野町 大穂町	仁木町 仁木町 大穂町	日強町 日強町 名寄市	高砂町 高砂町 厚別町	安田町 安田町 厚別町	
2	青森県	3	むつ市	三戸市	五戸川原町	五戸町	一関市	陸前高田市	飯岡町	北上市	大船渡市	弘前市
3	岩手県	15	奥州市	久慈市	西日高町	西日高町	宮守町	陸前高田市	飯岡町	北上市	大船渡市	弘前市
4	宮城県	6	柴田町	大崎市	利府町	利府町	高浪町	登米市	登米町	仙台市	大崎市	仙台市
5	秋田県	12	横手市	大館市	大館市	大館市	大館市	鹿角市	鹿角市	由利本荘市	三種町	八郎潟町
6	山形県	28	鶴岡市	米沢市	酒田市	山形市	米代川町	寒河江市	朝日町	西川町	村山町	三日町
7	福島県	39	喜多方市	いわき市	南会津町	南会津町	南会津町	南会津町	南会津町	白石町	大石田町	河沼町
8	茨城県	15	鉾田市	鉾田市	鉾田市	鉾田市	鉾田市	鉾田市	鉾田市	鉾田市	鉾田市	鉾田市
9	栃木県	12	宇都宮市	小山市	真壁町	真壁町	さくら市	那須塩原市	那須塩原市	那須塩原市	那須塩原市	那須塩原市
10	群馬県	17	邑楽町	太田市	前橋市	伊勢崎市	相生町	沼田市	安中市	中之条町	下仁田町	梅根村
11	埼玉県	29	川越市	さいたま市	狭山市	30日市	本庄市	熊谷市	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市	所沢市	所沢市
12	千葉県	15	夷隅市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市
13	東京都	11	葛飾区	足立区	荒川区	日野市	羽村市	三ツ沢区	世田谷区	豊島区	大田区	多摩市
14	神奈川県	9	横浜市	茅ヶ崎市	川崎市	横浜市	横浜市	夜間市	座間市	羽庭町	相模原市	相模原市
15	新潟県	3	柏崎市	南魚沼市	柏原町							
16	富山県	1										
17	石川県	11	小松市	野々市市	達磨村	宝達志水町	能美市	田舎市	白山市	加賀市	六水町	金沢市
18	福井県	5	越前市	越前市	勝山市	勝山市	祖母寺					
19	山梨県	2	中央市	甲斐市	甲斐市	甲斐市	甲斐市	甲斐市	甲斐市	甲斐市	甲斐市	甲斐市
20	長野県	6	松本市	上田市	伊那市	伊那市	木曾郡	木曾郡	木曾郡	木曾郡	木曾郡	木曾郡
21	岐阜県	11	瑞浪市	本巣市	本巣市	本巣市	本巣市	多治見市	郡上市	東濃郡波切町	郡上市	中津川市
22	静岡県	6	御殿場市	島田市	掛川市	掛川市	三島市	三島市	三島市	三島市	三島市	三島市
23	愛知県	15	豊川市	名古屋市	瀬戸市	半田市	津島市	豊川市	豊川市	豊川市	豊川市	豊川市
24	三重県	8	桑名市	四日市市	桑名市	桑名市	桑名市	桑名市	桑名市	桑名市	桑名市	桑名市
合計		449	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)

令和3年度 故障児童支援員キャリアアップ実施改善事業の実施状況(子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村									
			北九州市	八幡市	門司市	若松市	戸畠市	戸畠市	若松市	若松市	若松市	若松市
25	福岡県	12	北九州市									
26	京都府	3	京都市	伏見区								
27	大阪府	3	大阪市	大正区								
28	兵庫県	8	西宮市	三木市	明石市	明石市	三田市	三田市	三田市	三田市	三田市	三田市
29	奈良県	6	生駒市									
30	和歌山県	11	岸和田市	和歌山市								
31	鳥取県	1	鳥取市									
32	島根県	5	松江市	宍道市								
33	岡山県	11	岡山市	赤磐市								
34	広島県	3	庄原市	安芸高田市	東広島市							
35	山口県	8	山口市	宇部市	下関市	下関市	周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町
36	徳島県	2	小松島市	石井町								
37	香川県	5	多度津町	小豆島町	土庄町	土庄町	高松市					
38	愛媛県	1	松山市									
39	高知県	10	高知市	牧ノ原町	南国市	いの町	土佐市	安芸市	高美町	土佐清水市	南国市	
40	福岡県	11	北九州市	久留米市	太宰府市	行橋市	糸島市	糸島市	糸島市	糸島市	糸島市	糸島市
41	佐賀県	3	唐津市	唐津市	唐津市	唐津市	太良町	太良町	太良町	唐津市		
42	長崎県	1	佐世保市									
43	熊本県	14	西原町	菊池市	菊池市	菊池市	八代市	八代市	八代市	八代市	八代市	八代市
44	大分県	3	豊後高田市	豊後大野市	山田市	山田市	杵築市	杵築市	杵築市	日田市	臼杵市	
45	宮崎県	3	都城市	日向市	日向市	日向市	串間市	串間市	串間市	串間市	串間市	串間市
46	鹿児島県	21	鹿児島市	霧島市								
47	沖縄県	16	沖縄市	うるま市	名護市	名護市	名護市	名護市	名護市	宜野湾市	宜野湾市	宜野湾市
合計		449	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)	(2,634)

(出典: 2022年1月全国厚生労働関係部局長会議資料)

「介護、保育の賃上げ」に端を発した 「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」

○ 「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」

2021年11月19日、閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」で、「看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、来年2月から前倒し実施する」とことが示されました。これに「学童保育を加えてほしい」という全国各地の現場の声が全国連携に集められ、国や国会議員に要望しつづけて「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」（以下、「臨時特例事業」）が実現しました。

放課後児童支援員等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善	
令和3年度補正予算：109億円（内閣府の予算計上） 令和4年度予算案：1,748億円の内数	
1. 事業概要	
<p>放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。</p> <p>※ 令和3年度補正予算（図10/10）により令和4年2月から9月の間子ども・子育て支援交付金とは別の補助金（図10/10）で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じる（図1/3、都道府県1/3、市町村1/3）。</p>	
2. 対象者	
<p>放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員（非常勤職員や公立の職員も含む。）。</p> <p>※ 経営に携わる法人の役員である職員を除く。</p> <p>※ 補助額は【補助基準額（月額）×賃金改善対象者数（非常勤は常勤換算）×実施月数】により算出する。</p> <p>※ 実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。</p> <p>※ 「放課後児童支援員等処遇改善事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施していない放課後児童クラブも本事業の対象。</p>	
3. 実施要件	
<p>① 令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当[※]により、補助額以上の賃金改善を実施。</p> <p>※ 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2～3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。</p> <p>※ 4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2／3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とする条件とする。</p> <p>② 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。</p>	
4. 賃金の流れ（イメージ）	
<pre> graph LR 政府[政府] -- "交付金の交付" --> 市町村[市町村] 市町村 -- "資金交付" --> 放課後児童クラブ[放課後児童クラブ] 放課後児童クラブ -- "賃金改善" --> 職員[職員] 市町村 <--> 放課後児童クラブ 放課後児童クラブ <--> 職員 政府 <--> 市町村 政府 <--> 放課後児童クラブ 政府 <--> 職員 放課後児童クラブ <--> 職員 </pre>	

（出典：2022年1月全国厚生労働関係部局長会議資料）

2021年12月23日付、厚生労働省子ども家庭局長通知「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施について」が発出され、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」が示されました。実施要綱には、つぎのように記されています。

- ・本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること
 - ・（事務局注：2022年4月以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、）賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること
 - ・本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと
 - ・令和4年10月以降においても、本事業より講じた賃金改善の水準を維持すること
 - ・本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならないこと
- なお補助額は、一支援の単位ごとに【補助基準額（月額）×賃金改善対象者数×実施月数】によって算定されます。

ここで言う「賃金改善対象者数」とは、「賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたもの」をさしています。

また、常勤職員とは、「施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者をいう。ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員としてみなして含めること」とも述べられています。

つまり、「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者を常勤職員とする」を基本に、1日4時間かつ月15日勤務する非常勤職員は、0.5名となります。

また、説明資料では、今回の処遇改善事業の対象には、公立（公営）の職員も含むとされています。

これについては、2021年12月24日付、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知「公的部門（保育等）における処遇改善等事業の実施について」も示され、今回の処遇改善事業の「補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっているところであり」と述べたうえで、公営の職員についても本事業を活用し、処遇改善の見なおしを検討することを促しています。

○ 2022年3月4日時点で1099市町村から申請、現場での受け止めは

全国に1741市町村があるうち、学童保育を実施している市町村は1624市町村です。2022年3月4日時点で1,099市町村から申請があり（2021年度の受付完了）、67.7%が申請をしたことになります。現場からは、処遇改善のための各種事業によって、指導員に専門職としての自覚が生まれ、指導員の定着につながっているとの声が上がっています。各種処遇改善事業で、保育内容を含めてどのような変化があったか、指導員から聞きました。

- ・ダブルワークしなくとも、生業として続けていけるようになった。結果として退職していく指導員がいなくなり、仕事に対するモチベーションが保たれる
- ・処遇改善にあたり、研修や学習会の参加を要件に入れたことで、指導員の自己研鑽、学習意欲につながる手当になった
- ・処遇改善できたことは、募集するときに「子どもの命と安全を守り、成長発達を支える仕事」であることの裏づけにつながったのではないか

観点を変えれば、「3割強は申請しなかった」ことになります。全国連協では、この臨時特例事業を申請しないと、地域ごとの指導員の処遇の格差は広がる一方であり、その結果、指導員になり手不足が改善されないことを懸念していました。

○ 2022年10月以降、「臨時特例事業」を引き継ぐ事業としての 「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」

2022年10月5日付、厚生労働省子ども家庭局長通知、「『放課後児童健全育成事業』の実施について」、同日付、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課の事務連絡、「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）に係る留意事項について」が発出されました。

「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を引き継ぐものとして、新規事業として、「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」が実施要綱に記載されました。

- 「事業の対象等について」に、つぎのように示されています。
- ・令和4年2月以降に賃金改善を実施しているものの、令和3年度補正予算事業の対象となっていない事業所であって、10月以降において、基準額以上の賃金改善を実施している事業所
 - ・令和4年9月末時点で賃金改善を実施していない事業所であって、10月またはそれ以降において基準額以上の賃金改善を実施予定の事業所

つまり、この「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」は、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を申請しなかった市町村が申請することも可能ということです。今後も国や自治体に向けて、現状の改善を求めるとともに、指導員の継続的で安定的な雇用・就労の実現を、人材育成を実現していくことが必要です。

「会計年度任用職員」制度にともなう課題

○ 「会計年度任用職員」とは

2017年5月17日、地方公務員法と地方自治法の一部が改定され、公布されました。改定されたのは、つぎの点です。

- ・地方公務員の特別職・臨時・非常勤職員について、特別職の任用の要件を「学識・経験のある人」、臨時の任用の要件を「常勤に欠員が生じた場合」に厳格化し、これにあてはまらないものは労働者性の高い「一般職の非常勤職員」とあわせて、新設される「会計年度任用職員」とし、採用方法や任期などを明確にすることとした。
- ・今回、多くの非常勤職員は「会計年度任用職員」へ移行され、期末手当、費用弁償等の支給ができるようになった(自治体の判断による)。ただし、雇用は1年ごとになる。



*人数は2016年4月現在

○ 公立公営の学童保育で雇用される指導員への影響は

「地方公務員」は、地方公共団体および特定地方独立行政法人に所属して業務を行う職員です。雇用形態には「任期の定めのない常勤職員」「任期付職員」「臨時・非常勤職員」などがあります。そして「臨時・非常勤職員」には、業務内容や任期などによって「特別職非常勤職員」「一般職非常勤職員」「臨時的任用職員」の3つの類型がありました。

現在、公営の学童保育指導員が「任期の定めのない常勤職員」に位置づけられている地域はごくわずかで、多くが「臨時・非常勤職員」として勤務しています。

2017年、「地方公務員法」「地方自治法」の一部が改定され、2020年4月から、非正規公務員の地位を安定させるねらいで「会計年度任用職員制度」が導入されました。これにより、各自治体の判断で異なっていた「臨時・非常勤職員」の任用などに関する制度が統一化されました。おまかなか変更内容はつぎのとおりです。

- ◇「特別職非常勤職員」の要件を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行うもの」、「臨時的任用職員」の要件を「常勤職員に欠員が生じた場合」に厳格化する。
- ◇これ以外の者は、新設された「フルタイム会計年度任用職員(7時間45分勤務)」「パートタイム会計年度任用職員(7時間45分未満の勤務)」のいずれかに、自治体の判断で位置づける。
- なお、「会計年度任用職員」は期末手当、費用弁償等の対象とすることができるが、雇用は1年ごと(ただし、再度の任用も可)。

自治体は2019年度中に、公営の学童保育に勤務する「臨時・非常勤職員」の指導員の雇用形態を判断して位置づけをおしました。

実際には各地域により判断はさまざままで、「これまで臨時的任用職員を配置していたが、有資格者を自治体の採用試験を行い、正規職員として配置する」自治体がある一方、これを機に「期末手当が支給されることにともなって、月額賃金が引き下げられた」「午前中の勤務時間削減が提案された」「他職種の非常勤職員との均衡を理由に、独自に確立してきた学童保育指導員の待遇が引き下げられた」、さらには「事業に係る負担の軽減を理由に外部委託を進めている」などの自治体もありました。

このほかにも、1年ごとの採用が厳格化され、年度末で仕事を打ち切られる、再度の任用に年数の上限を設けるなどの事態が相次いでいるとの指摘もあります。

総務省からは、2019年12月20日付で自治行政局公務員部公務員課課長通知「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について（通知）」が発出されています。

国の「省令基準」と「運営指針」に示された内容を子どもたちに保障するためには、「保育時間前後に、必要な準備を行うことを勤務時間と位置づける」「子どもとの安定的な関わりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用を確保する」ことが実現できる雇用形態となるよう、働きかけていくことが必要です。

*総務省から「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第1版」「第2版」やQ&A、通知が出されていますので参考してください。

○ 総務省による「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」と通知

全国連協の2022年5月1日現在の調査では、公営の学童保育は、35,337支援の単位のうち、10,158支援の単位で、全体の28.7%でした。ちなみに、10年前の2012年は全体の40.2%、20年前の2002年は全体の48.8%でした。

地方公務員の臨時・非常勤職員である学童保育指導員も相当数いたはずなのですが、これまで、総務省の「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」で、学童保育指導員が調査対象になったことはありませんでした。会計年度任用職員制度導入に向けた基礎調査でも調査対象になっていません。

総務省では、2020年4月1日時点の「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」において、はじめて「放課後児童支援員資格を有する者で学童保育業務に従事する者（いわゆる補助員は対象外）」について、人数、勤務時間、給料（報酬）額等を調査しました。

2021年4月1日時点の「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」は、下記の部門・職種が対象でした（統計表は、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトである、e-Statで閲覧できます）。

一般行政部門 一般事務職員／保育所保育士／技能労務職員／放課後支援員／給食調理員

教育部門 教員・講師／一般事務職員／技能労務職員／給食調理員／図書館職員

警察部門 一般事務職員

消防部門 一般事務職員

公営企業部門 一般事務職員／看護師／技能労務職員

また、総務省からは、2022年1月20日付で自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」が発出されました。

この通知は、2020年12月21日付の自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」を、2021年4月1日時点の「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」もふまえて補強するものです。「『空白期間』の適正化」「適切な給与決定」「適切な勤務時間の設定」「適切な休暇等の設定」について示され、問題点について適正化するよう指摘も行われています。

とりわけ特徴的なのは、「適切な給与決定」の項目に下記のように記されたことです。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）においては、看護、介護、保育、幼児教育等、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引上げることとされたところであり、令和3年12月24日付総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知等を踏まえ、保育士等の専門職種の待遇について改めて検討すること。

総務省としても、各都道府県知事・各指定都市市長・各人事委員会委員長に向けて注意喚起を行っていることがうかがえます。

学童保育で起きた事故・ケガと安全対策・危機管理

○ 学童保育で起きた事故・ケガの把握とその後の安全対策への活用

事故・ケガの把握(市町村数)		その後の安全対策に活用しているか(市町村数)	
公営のみ把握	519 (46.13%)	活用している	875 (77.78%)
公営・民営とも把握	466 (41.42%)	事故情報を分析し研修に活用(複数回答)	136 (12.09%)
把握していない	137 (12.18%)	事故情報を施設・職員で共有(複数回答)	724 (64.36%)
無回答	3 (0.27%)	その他(複数回答)	58 (5.16%)
合計	1,125	無回答	7 (0.62%)
		活用していない	234 (20.80%)
		無回答	16 (1.42%)
		合計	1,125

(全国学童保育連絡協議会・2018年実態調査より)

市町村として、学童保育で起きた事故・ケガ（治療に要する期間が30日以上の負傷をのぞき、応急処置が必要な程度）を運営主体にかかわらず把握しているのは466（41.42%）、公営のみ把握しているのは519（46.13%）でした。

875（77.78%）の市町村が、事故・ケガに関する情報をその後の安全対策に活用していると回答しています。活用の方法では、「事故情報を施設・職員で共有」と回答した市町村が724、「事故情報を分析し研修に活用」と回答した市町村は136にとどまっています。自治体として事故やケガを防止するための方策が求められます。具体的には、放課後児童健全育成事業の主体者として同事業における事故・ケガの実態の把握、あわせて事業者に対して自己・ケガの報告、その後の対応についての報告義務を課すこと、こうした対応を行ったうえで、自治体として指針やガイドラインの作成、周知が求められます。

○ 学童保育の安全対策・危機管理について学童保育で実施されていること



(全国学童保育連絡協議会・2018年実態調査〔個別調査〕より)

「救急用品の点検・補充」、「日常的に管理・点検している」、「避難経路・非常口を確保してある」が約9割の学童保育で行われています。一方、不審者対応では、実際に訓練を行っているところは46.74%にとどまっている現状です。

「災害時の対応を保護者に周知している」が59.03%と低く、何かあったときの学童保育としての対応を保護者と共有できていない状況は、早急に改善していく必要があります。

「感染防止対策を理解している」は72.09%で、これまでインフルエンザやノロウイルスの感染症予防・発生時対応・事後対応を行ってきたことが、「新型コロナウイルス感染症」対応にも活用できていると考えます。くわしくは、『学童保育の安全対策・危機管理』（全国学童保育連絡協議会発行）もご参照ください。

○ 「教育・保育施設等における事故報告集計」から読み解けること

2022年7月7日、内閣府が「令和3年教育・保育施設等における事故報告集計」を公表しました。教育・保育施設などで発生した死亡事故や、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病をともなう重篤な事故などについて2021年1月1日から同年12月31日の期間内の報告をとりまとめたものです（以前は、厚生労働省が集計し、報告件数のみならず、負傷等の内訳や、学年別、場所別、時間別、また事故発生の主なケースや、事故防止のためのポイントの資料も提供していました）。

なお、学童保育で重篤な事故が生じた際には、運営主体から市町村、都道府県を通じて、厚生労働省および消費者庁に報告することが求められています（平成27年3月27日雇児育発0327第1号「放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ〕における事故の報告等について」）。

今回公表された内閣府の集計によると、学童保育における重篤な事故の報告件数は475件でした（死亡事故の報告はなし）。負傷等475件のうち、408件が骨折で、3件は火傷、64件はその他です。発生場所は、施設の室内が128件、室外が282件、施設外65件でした。

学童保育における事故報告の推移を表にまとめました（支援の単位数・入所児童数は全国連協が行っている実施状況調査で把握した数）。

年	件数	うち骨折件数	支援の単位	入所児童数	出現率 (支援の単位)	出現率 (入所児童数)
2015	228	196	25,541	101万7,429	112.0	4462.4
2016	288	259	27,638	107万6,571	96.0	3738.1
2017	362	332	29,287	114万8,318	80.9	3172.1
2018	420	356	31,265	121万1,522	74.4	2884.6
2019	445	390	32,654	126万9,739	73.4	2853.3
2020	429	379	33,671	130万5,420	78.5	3042.9
2021	475	408	34,437	130万7,699	72.5	2753.0

2015年度と2021年の事故件数を比較すると、約倍増しています。出現率を見ると、2015年は、112.0支援の単位に対して1件、約4462人に対して1件の重篤な事故が発生しています。2021年には72.5支援の単位に対して1件、約2753人に対して1件の重篤な事故が発生しています。学童保育における事故の発生には、子どもも集団の規模、職員体制、施設環境、出席人数、保育内容など、さまざまな要因があることが考えられます。

また、内閣府では2015年6月から、内閣府・文部科学省・厚生労働省に報告のあった教育・保育施設等における事故の情報を、くわしく集約してデータベース化し、ホームページで公表しています。以下、内閣府のホームページに公表された2020年（令和2年）分のデータから、重篤な事故の傾向を読み解きます（2021年12月3日時点で合計件数は303件）。

【事故発生時期】……多い順に、4月（38件）、6月（32件）、10月（30件）でした。これらは、保育環境や人間関係などに変化が生じる時期で、その影響が考えられます。

【時間帯】……子どもたちに疲れが見られる「夕方（16時頃～夕食提供前頃）」（160件）が多く、「午後」（101件）とつづきます。土曜日や春・夏・冬休みなどの学校長期休業中の「朝（始業～午前10時頃）」（10件）、「午前中」（31件）でした。例年より一日保育が多かったこともあってか、「朝」「午前中」の件数は前年より増えています。

【発生時の児童数】……「40人以下」が209件、「41人以上」が94件。「41人以上」のうち、「71人以上」は30件、「101人以上」は9件となっています。

【事故誘因】……多い順に、「自らの転倒・衝突によるもの」（155件）、「遊具からの転倒・落下」（77件）、「子ども同士の衝突によるもの」（33件）とつづきます。

ちなみに事故件数の推移を見ると、2019年は445件、2020年は429件、2021年は475件となっており、2020年の事故件数が低く抑えられています。2020年は「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のため、2020年3月（地域によっては2月）以降、学校が数か月間「臨時休業」したことにもない、全国各地で多くの学童保育が朝から一日保育を行っていました。一方、感染リスクを避けるために、保護者の判断や市町村からの「利用自粛」の要請があり、学童保育を休所した子

どもたちも少なからずいました。学校「臨時休業」中の学童保育では「通常よりも少人数で過ごしていた」「指導員の目や関わりが行き届いていた」一方、遊びや運動の機会が減り、子どもの体力や身体能力が低下していたことなども事故の発生件数に影響を与えているかもしれません。

* * *

指導員には、学童保育全体を見とおして危険を察知する洞察力とともに、継続的に関わることで、子ども一人ひとりの体力や身体能力、注意力、子ども同士の関係性などを把握し、子ども自身が身を守る力（感覚・判断・身体能力）を習得できるよう、支えることが求められます。それには、大人が一方的に「危険だから」と指示・命令を出して管理するのではなく、言葉を選ぶ、タイミングを見計らうなど、知識や経験に裏づけられた瞬時の判断と関わりが必要です。あわせて、子ども自らが行動をふり返り、考えられるように促していくことも大切です。

先に紹介した、内閣府がデータベース化した資料には、公表事故発生の要因分析として「職員配置」の項目が設けられています。これを見ると、ほとんどのところが「基準以上配置」「基準配置」でしたが、人数上は基準を満たしていても「不慣れな職員が対応する場面があった」という回答もありました。また、感染症拡大防止のため、普段とは異なるスペースで過ごしていて、「危険か所の把握ができていなかった」という回答もありました。

児童数に関わっても、「登録児童数が40人規模で日常的、継続的に同じ子どもが過ごしている集団」なのか、「登録児童数は大規模で、日によって子どもの集団の入れ替わりがあり、出席人数が40人規模になっている集団」なのかによって、事故の発生に影響があることが予想されます。

子どもの安全確保、事故防止に関わっては、継続的に子どもと関わる指導員が、子どもの立場に立って生活環境を整えつつ、日々の保育を行っていくことが不可欠だと考えます。

* * *

国民生活センターは、2008年度に「学童保育の安全に関する調査研究」を行い、2009年に報告書を出しています。そこでは、「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出会い頭の事故やケガ、トラブルが多く発生していること、指導員がヒヤリ・ハットを把握する余裕がない状況も生まれていること」「児童数の多い施設で発生したケガ・事故は治療が長引く傾向にある」ことが指摘されています。

全国連協は、「人数のとても多い学童保育では、安全確保に限界があり、子ども集団の規模の上限を守る必要があること」「専任の指導員を常時複数配置することの必要性」「成長過程にある子どもの、遊びや生活のなかでの『危険』をどのように考えるか」「『安全・安心』について、子どもと一緒に考え、つくりあげることの大切さ」などについて、『学童保育の安全対策・危機管理——「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き』（頒価200円〔税込〕）を作成しています。

障害のある子どもの入所が増え、受け入れ人数に応じた指導員の加配が可能になる一方、課題も……

○ 障害のある子どもとともに

障害のある子どもへの理解と法整備が進むなかで、障害のある子どもの学童保育への入所は増えています。

	2018年調査	2012年調査
支援の単位数(2012年は学童保育数)	10,529支援の単位(33.7%)	8,913か所(42.8%)
障害のある子どもの人数	29,422人(2.43%)	19,639人(2.32%)
入所児童数	1,211,522人	846,967人

(全国学童保育連絡協議会・2018年実態調査より)

2004年に「発達障害者支援法」が制定され、「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする」として、学童保育の利用の促進が盛り込まれました。

また、2016年4月1日施行の、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的な配慮の提供」が求められるようになりました。この法律は、障害によるあらゆる形態の差別を解消することを目的としています。

○ 3人以上の受け入れで、さらに1人の職員を加配、6人以上で2名の加配、9人以上で3名の加配が可能に

2008年度から専門的知識等を有する加配職員1人分の人事費補助が行われるようになりました（「障害児受入推進事業」、2022年度は年額195.6万円）、2015年度からは「障害児受入強化推進事業」として、障害児を5人以上受け入れる場合はそれまでの加配職員1名にさらに専門的知識等を有する1名を追加して配置するために必要な経費が補助されることになりました。2017年度には3人以上受け入れる場合に拡充、また医療的ケア児に対する支援に専門職員（看護師等）の配置等に要する経費が補助されるようになりました（2022年度は年額406.1万円）。

そして、2022年度に「障害児受入強化推進事業」が拡充され、障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名（年額195.6万円）に加え、さらに1名（年額195.6万円）の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、さらに2名（年額391.2万円）の職員を加配（計3名）できるようになりました。

ただし、障害のある子どもが年度途中で退所するなど、「3人以上受け入れ」の状況が断続的になった場合に、「3人以上受け入れ」の期間のみが補助の対象となるので、専門的な知識などを有する指導員の人材確保・雇用継続には課題があります。

また、障害のある子どもを受け入れるために必要な施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行うための事業として、国は「放課後児童クラブ障害児受入促進事業」を設けています

（2022年度は1事業所当たり年額100万円）が十分な金額ではありませんし、学童保育の子どもの集団の規模や子ども一人当たりの広さや設備をはじめとした環境を一人ひとりが安全に安心して過ごせるものとするための仕組みが不十分です。

○ 地域の専門機関との連携により、さらに質の向上を

また、学童保育独自の施策として専門機関・専門職との連携（保育所における巡回指導等）は確立していません。子どもが心地よい生活をおくるために、生育史や家庭での様子を保護者と共に共有することや、保護者の承諾をもとに、学校や専門機関・療育機関との連携も必要です。

国が策定した「放課後児童クラブ運営指針」には、「障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する」（第3章2〔2〕）ことが記されています。

2016年11月16日付で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室（当時）から「放課後児童クラブにおける障害児等療育支援事業及び巡回支援専門員整備等の活用について」という事務連絡が発出されています。

国の学童保育の2022年度予算

学童保育への国の補助員は、必要経費の2分の1を保護者が負担することを前提に決められており、残りの2分の1を、基本的には国と都道府県と市町村（特別区を含む）が各3分の1ずつ負担することになっています（「補助率3分の1」と言います）。

学童保育は2015年4月から、「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」の13事業のうちの一つに位置づけられ、その予算は内閣府から「子ども・子育て支援交付金として市町村に交付されています。

また、運営費の補助額は学童保育の子ども集団の規模、開所日数や時間などによって、「支援の単位」ごとに決められます。

厚生労働省が2022年3月に発表した「放課後児童クラブ関係予算案のポイント」という資料には、2022年度の放課後児童クラブ関係予算、1,065億円の内容についてつぎのように記されています。

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む）※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

以下の資料は、「放課後児童クラブ関係予算案のポイント」等をもとに全国連協が作成しました。

① 運営費等981億円（前年度922億円）子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）

1 放課後児童健全育成事業（運営費）（1支援の単位当たり年額）	
・補助基準額 ※それぞれ年間開所日数250日以上、児童数36～45人の場合	
(i) 設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合	467.6万円（前年度467.2万円）
(ii) 放課後児童支援員1名のみの配置とした場合	394.2万円（前年度394.0万円）
(iii) 職員複数配置かつ設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合	412.3万円（前年度412.3万円）
(iv) 職員1名配置かつ設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合	330.0万円（前年度330.0万円）

表1 2022年度 放課後児童健全育成事業の補助単価

1 放課後児童健全育成事業		*補助基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所		
① 基本額（1支援の単位当たり年額）		
□ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	2,554,000円～（19人～支援の単位を構成する児童の数）×29,000円	
□ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位	4,676,000円～（35人～支援の単位を構成する児童の数）×26,000円	
□ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	4,676,000円	
□ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	4,676,000円～（支援の単位を構成する児童の数～45人）×67,000円	
□ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,917,000円	
② 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）		
(年間開所日数～250日) × 19,000円（1日を時間以上開所する場合）		
③ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）		
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	（左記単位に該当する開所日数）× 19,000円	
④ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）		
(i) 平日（1日6時間未満、かつ1時枠を超えて開所する場合）	〔1日6時間未満、かつ1時枠を超える時間〕×年間平均時間数×407,000円	
(ii) 長時間休暇等分（1日8時間未満で開所する場合）	〔1日8時間未満で開所する時間〕の年間平均時間×183,000円	
(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）		
① 基本額（1支援の単位当たり年額）		
□ 構成する児童の数が20人以上の支援の単位	3,071,000円	
□ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	1,726,000円	
② 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）		
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	（左記単位に該当する開所日数）× 19,000円	
③ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）		
平日における「1日6時間未満、かつ1時枠を超える時間」の年間平均時間数×407,000円		

構成する児童の数が10人未満の定型の単位に対する基準について以下に示す場合に該当する場合のとおり。山間地、過疎集落、へき地及び離島で実施している場合のほか、周辺距離等が運営に影響があると判断される場合は該当する場合。

※放課後児童支援員には、設備運営基準で「1名2室用当番員のいすわらに該当する者」であり、令和3年5月31日までに開所区域に適応する部署を移すする予定者を含む。

資料：厚生労働省開所資料などを元に全国学童保育連絡会議が作成

2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業

ア 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパート等の既存施設の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））の補助を行う。その際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要となる小学校の余裕教室の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上で、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の補助を行う。〔（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする〕

----- 補助基準額：1,300万円（前年度1,300万円）

イ 開所準備経費（礼金・賃借料（開所前月分））を含まない場合（アを除く）

----- 補助基準額：1,200万円（前年度1,200万円）

ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）----- 補助基準額：1,260万円（前年度1,260万円）

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業

ア 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））の補助を行う。〔（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする〕

（ア）小学校の空き教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 ----- 補助基準額：200万円（前年度200万円）

（イ）幼稚園、認定こども園等を活用する場合

----- 補助基準額：500万円（前年度500万円）

(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の補助を行う。

----- 補助基準額：100万円（前年度100万円）

(4) 倉庫設備整備事業

放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業の補助を行う。----- 補助基準額：300万円（前年度300万円）

3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）

(1) 障害児受入推進事業

放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する事業の補助を行う。

----- 補助基準額：195.6万円（前年度195.6万円）

(2) 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助…放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む）の補助を行う。〔（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする〕

----- 補助基準額：306.6万円（前年度306.6万円）

イ 移転関連費用補助…学校敷地外の民家・アパート等から、児童の数の増加に伴い、より広い場所に移転することで受入児童数を増やす場合は、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する等の場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）の補助を行う。----- 補助基準額：250万円（前年度250万円）

ウ 土地借料補助…学校敷地外の土地を活用して、放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料の補助を行う。----- 補助基準額610万円（前年度610万円）

・補助対象：施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、特例法人、株式会社、NPO法人等以外の民間団体等

(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業

授業終了後の学校から学校敷地外の放課後児童クラブへの移動時や、放課後児童クラブからの帰宅時に、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎の補助を行う。

補助基準額：50.7万円（前年度50.7万円）

4 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）

(1) 家庭、学校との連絡及び情報交換と育成支援に従事する職員を配置するための補助を行う。 補助基準額：167.8万円（前年度167.8万円）

(2) (1)に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置するための補助を行う。 補助基準額：315.8万円（前年度315.8万円）

5 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額）【拡充】

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員（看護師等）の配置等に要する経費の補助を行う。

(1) 障害児を3人以上受け入れる場合

ア 障害時を3人以上5人以下受け入れる場合 補助基準額：195.6万円（前年度195.6万円）

イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合

(ア) 職員を1人配置 補助基準額：195.6万円（前年度195.6万円）

(イ) 職員を2人以上配置 補助基準額：391.2万円（一 万円）

ウ 障害児を9人以上受け入れる場合

(ア) 職員を1人配置 補助基準額：195.6万円（前年度195.6万円）

(イ) 職員を2人以上配置 補助基準額：391.2万円（一 万円）

(ウ) 職員を4人以上受け入れる場合 一 補助基準額：586.8万円（一 万円）

(2) 医療的ケア児を受け入れる場合

(ア) 看護職員等を配置 補助基準額：406.1万円（前年度402.9万円）

(イ) 看護職員等が送迎支援等を実施 一 補助基準額：135.3万円（一 万円）

6 小規模放課後児童クラブ支援事業

19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置するための補助を行う。 補助基準額：60.8万円（前年度60.8万円）

7 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業（1事業所当たり年額）

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置するための補助を行う。

補助基準額：129.5万円（前年度129.4万円）

8 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（1支援の単位当たり年額）

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用の補助を行う。

補助基準額：144.4万円（前年度144.3万円）

9 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用の補助を行う。 補助基準額：30.0万円（前年度30.0万円）

10 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（1支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額）

(1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり

補助基準額：13.1万円（前年度13.1万円）

(2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象

職員 1人当たり

補助基準額：26.3万円（前年度26.3万円）

(3) (2) の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員 1人当たり

補助基準額：39.4万円（前年度39.4万円）

2. 施設整備費84億円（前年度170億円）子ども・子育て支援整備交付金（内閣府所管）

◇創設及び改築

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げを継続する。

実施主体：市区町村。

補助対象事業者：市区町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、N P O 法人等
ア 新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 5,812.0万円
(前年度5,731.8万円)

[次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合：2,906.0万円（前年度2,865.9万円）

ウ 土地借料加算：675.1万円（前年度665.8万円）

◇拡張

次のいずれかに該当する整備を対象とする。ただし、一の支援の単位の児童数が71人以上である放課後児童クラブの整備は補助の対象外とする。

ア 受け入れる児童の増を図るために、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。

イ 既存の放課後児童クラブが狭隘であるため、受け入れる児童の増は行わずに、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。

ウ 既存の放課後児童クラブに児童の体調が悪い時などに休息するための静養スペースが無いため、既存の放課後児童クラブの延面積を増加させて、新たに静養スペースを設ける整備。

・本体工事費 内閣総理大臣が認めた金額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。学校敷地内の場合は2,906.0万円、それ以外の場合は1,453.0万円。

補助率

【公立の場合】国3分の1、都道府県3分の1、市区町村3分の1

【民立の場合】国9分の2、都道府県9分の2、市区町村9分の2、社会福祉法人等3分の1

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率のかさ上げを実施（平成28年度～）

【公立の場合】国3分の2、都道府県6分の1、市区町村6分の1

【民立の場合】国2分の1、都道府県8分の1、市区町村8分の1、社会福祉法人等4分の1

2021年補正予算に「放課後児童クラブ整備促進事業」11.7億円を計上。現行の施設整備費の国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対する補助。自治体のさらなる負担軽減を図ります。

市町村による設置(公立)の場合

従来の補助率	国(拠出金), 1/3	都道府県, 1/3	市町村, 1/3
かさ上げ後	国, 2/3	都道府県, 1/6	市町村, 1/6
放課後児童クラブ 整備促進事業	国, 2/3	促進事業による支障 国, 10/10	都道府県 1/12 市町村 1/12
		1/6相当	

社会福祉法人などによる(民立)の場合

従来の補助率	国(拠出金), 2/9	都道府県, 2/9	市町村, 2/9	設置者, 1/3
かさ上げ後	国, 1/2	都道府県, 1/8	市町村, 1/8	設置者, 4/1
放課後児童クラブ 整備促進事業	国, 1/2	国, 10/10	都道府県市町村 1/15 1/16	設置者, 4/1
		1/8相当		

放課後児童対策の推進 9億円の内数 (前年度 9億円の内数)

3. 放課後児童対策の推進 9億円の内数 (11億円の内数)

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

I 子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

- 放課後児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

※実施主体：市区町村 補助基準額(案)：1,042千円(1,021千円)【+21千円】 補助率：1/3

2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

- 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

※実施主体：市区町村 補助基準額(案)：1,042千円(1,021千円)【+21千円】 補助率：1/3

II 育成支援の内容の質の向上

1. 放課後児童クラブの質の向上【「君手役寄付や保育事業者等への就因支援事業」の中で実施】

- 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村に配置する。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準額(案)：4,064千円(4,064千円)【±0千円】 補助率：1/2

2. 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施】

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就因を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、両センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準額(案)：1,217千円(1,190千円)【+27千円】 補助率：1/2

28

(出典：2021年3月全国児童福祉主管課長会議)

「全児童対策事業」「放課後子供教室」「新・放課後子ども総合プラン」

「全児童対策事業」とは

地方自治体が独自に実施している、余裕教室等の学校施設を活用した放課後事業です。いくつかの自治体では、学童保育を必要とする子どもの利用も念頭において（登録制をとる、帰宅しないで参加することを前提とする、夕方6時頃まで開設するなど）この事業を毎日実施しているところもあります。

また、なかには、施設・設備や職員配置、子どもへの対応など、学童保育を必要とする子どもの放課後の生活を守る内容が備えられていないにもかかわらず、この事業を開始したうえで、学童保育をやめてしまった自治体もあります。

さらに近年では、17時まではすべての子どもを対象とした無料の遊び場提供事業を行い、17時以降は有料の留守家庭児童対策事業を行うことで、学童保育の代替にしようとしている自治体もあります。

児童館のようにだれでもが自由に利用できるような利用規定ではなく、現状のままでは、本当の意味での「すべての児童の遊びや異年齢の交流を通じた健全育成事業」とはなり得ないもの（その意味を込めて、全国学童保育連絡協議会ではカッコ付きで「全児童対策事業」と呼んでいます）。

「新・放課後子ども総合プラン」「放課後子供教室」とは

国は、2018年9月14日、文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・厚生労働省子ども家庭局長の連名で、「新・放課後子ども総合プラン」を発表しました。

これは、国が2014年に発表した「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向もふまえ、「放課後児童クラブの待機児童の早期解消」「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等」により、小学校に就学している「全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること」などを内容とした、向こう5年間を対象とする、新たな放課後児童対策のプランです。

「放課後児童クラブ」については国全体の目標として、「2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る」ことをあげています。

「放課後子供教室」は、文部科学省が行っている、「全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する」事業（放課後子供教室推進事業実施要綱より）です。2022年1月時点で1万6,511教室が実施されていました（参考：2019年度時点では1万9,260教室）。

「学童保育の質の改善」と「新・放課後子ども総合プラン」をめぐる国の動向

国は、「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」が「一体型」であるとしていました。

文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・厚生労働省子ども家庭局長連名で発出された通知「『新・放課後子ども総合プラン』について」（2018年9月14日）には、つぎの考えが示されています（＊下線は全国連携）。

7 (2) ① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。（中略）

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

就労等により保護者が昼間家庭にいない子どもには、学童保育が必要です

全国連協は、学童保育と「放課後子供教室」や「全児童対策事業」との場所や事業、職員の「一体化」には強く反対してきました。役割の異なる事業では、学童保育の目的を果たすことはできません。伝承遊びや実験、異世代交流などを体験させるプログラムを行っている民間企業やNPO法人もありますが、これをもって、子どもたちの「生活の場」に置き換えられるものではありません。また、地域住民等の参加促進で指導員不足を補おうとする動きもありますが、子どもたちの安全・安心な生活に責任をもつには、指導員が継続的に子どもにかかわることが不可欠です。

学童保育関係者の間では依然として、「市町村の受けとめ次第では、両事業が一緒に実施される『一体化』が進められてしまうのではないか」との心配があります。

学童保育と、「すべての児童を対象にした遊び場・居場所づくり事業」という、役割の異なる二つの事業はそれぞれに実施される必要があります。「全児童対策事業」や「放課後子供教室」は、保護者が働いていて家庭にいない子どもたちに毎日の「生活の場」を提供する学童保育の代わりにはなり得ません。

(2018 (平成30) 年9月14日策定)

概要・課題

□ 楽げプランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実情は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇率により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの適切な整備が不可欠な状況。

□ 小学校内と両事業を打つ「一体型」の実現は、施設単位にあるものの目標への溝通を重視していない。一方で、施設の実情に応じて社会教育施設で児童期後の小学校外の施設を活用して両事業を行ひ、多様な体験・活動を行っている例も現われる。

○そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」、「待機児童」を解消するとともに、全ての形態が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、施設児童クラブと施設様子供教室の両事業の具体的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（現122万人→計52万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を最適的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課の説明

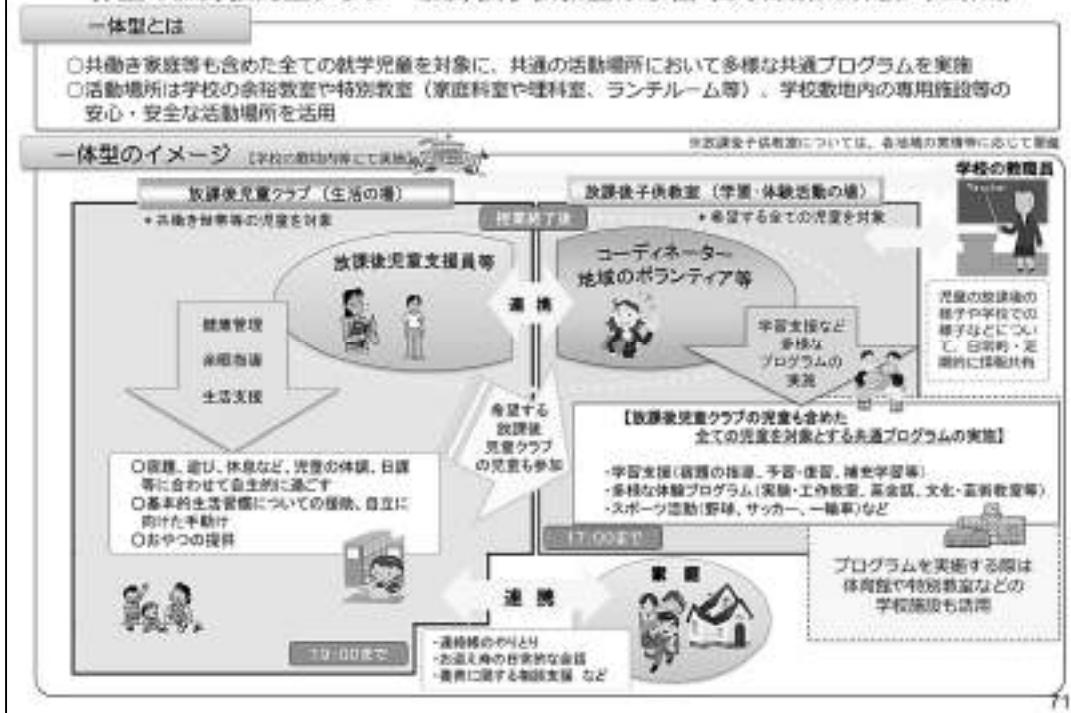
2022年9月28日に開催された厚生労働省社会保障審議会児童部会「第13回放課後児童対策に関する専門委員会」では、「新・放課後子ども総合プラン」における一体型の推進についての関係者のヒアリングに先立ち、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から説明がありました。第12回専門委員会では、学童保育の「待機児童解消の取組等」として、「放課後児童クラブの待機児童の受け皿に、放課後子供教室の活用を考えている」自治体からのヒアリングがありました。今回、文部科学省は「放課後子供教室」についてのスタンスをつぎのように明確にしました。

「放課後子供教室」について、「社会教育の一環」「地域の大人たちの日々の学びの成果を活かす」「地域住民ボランティアは、無償あるいは謝金（賃金ではない）」「週1～2回が標準」「地域の人々の参画により実施される教育プログラムである」ことが説明されました。

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室

[2018年3月20日全国児童福祉主管課長会議資料・厚生労働省]

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）



[2018年3月20日全国児童福祉主管課長会議資料・文部科学省]

放課後子供教室

～放課後子ども健全プランの推進～
『放課後子ども健全プラン』として、実施（H26.7月現在）

(前年度予算額：6,486百万円の内訳)
①事業費：7,443百万円の内訳
地域学校協働活動創造事業の一環で実施

助成率
基
半額
全額

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進

放課後子供教室 (文部科学省)

地域学校協働活動推進員

連携・切磋

教育活動推進員
教育活動サポート

小学生・中学生対象
算数・数学等の基礎学習
英語等の国際化
図書館等の地域資源

放課後児童クラブの小規模化
ホームルーム・一時保育等
放課後児童クラブ運営委員会

- ① 全ての児童を対象とした学習プログラムの強化・充実
- ② 放課後児童クラブと一体型又は連携型の放課後子供教室を計画的に整備(特に一体型の取組を加速化)

放課後子ども健全プラン として、実施（H26.7月現在）

・ 放課後課外授業（学習扶助の促進など）・一時保育・通所型の利用を充実

【共通プログラムの例】

- 室内での活動
 - ・ 年齢別（チラ・復習・算数・英語・ICT等活用した学習活動など）
 - ・ 多様な体験プログラム（実験・工作教室、芸能部、文化・芸術教室など）
- 校庭・体育館での活動
 - ・ スポーツ活動（野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など）

放課後児童クラブ (厚生労働省)

放課後児童クラブ支援員

放課後児童クラブに参加している子供が放課後子供教室の共通プログラムに参加

【H30年度】
20,000か所

平成31年度までの目標を実現！
【H28年度】
17,700か所
やめは放課後
児童クラブに
参加

「放課後子ども健全プラン」(平成29年6月1日閣議決定)〔抜粋〕

「放課後子ども健全プラン」の実現に向けた取り組みをより多くの方へお伝えするため、2018年度までに放課後児童クラブを約122万人分整備（2014年度放課後児童クラブ20万人分を目標）、全小中学校（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室等と一体型に取り組んで実施し、うち20か所以上を一時的に実施する。また、直轄の施設を活用した放課後学習施設の整備を促進するように、過渡期の受け皿施設を2018年度まで実施して実現するための支援を強化する。

「放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の整備を進める」

〔1〕少子化対策、子供一人育て支援、子育て支援
〔2〕児童青少年活動、放課後児童クラブと連携する整備

「規制改革推進会議」の動き

○ 「規制改革推進に関する第4次答申」

2018年11月19日、内閣府の諮問会議の一つである規制改革推進会議（2019年7月で活動終了。2019年10月に現任委員を任命）が「規制改革推進に関する第4次答申」を示しています。

規制改革推進に関する第4次答申 2018年11月19日

2. 少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための規制・制度改革
(1) 学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）
ア 子どもにふさわしい場所の確保
イ 多様な人材（担い手）の活用
ウ 質の確保等

このなかで、「学童保育対策（いわゆる『小1の壁』の打破）」として、「多様な人材（担い手）の活用」をあげて、「〈基本的考え方〉」に「子どもが多様な年齢層と触れ合う機会が減少する中、高齢者が地域社会での活躍の場を自身の居住地域に求めていることに鑑み、支援員が高齢者の職業の一つとして積極的に選択される環境を作るべきである」として、「〈実施事項〉」に「厚生労働省は、シルバー人材センターの会員が支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する」との考えが示されています。

また、「質の確保等」として、「〈基本的考え方〉」には「市区町村や株式会社など様々な経営主体の参入が受け皿確保につながる」との考えが示されています。

○ シルバー人材センターの活用についての厚生労働省通知

「規制改革推進に関する第4次答申」に、「シルバー人材センターの会員が放課後児童支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する」と示されたことを受けて、2019年3月15日、厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名の通知「シルバー人材センター事業の更なる推進に向けて」が出されました。

シルバー人材センターはもともと「高齢者の生きがいの充実」を目的の一つとして、「臨時的かつ短期的または軽易な業務」を提供するものです。請負もしくは委任で働く場合も、労働者とはみなされず、休憩・年休の概念がなく、労災保険の適用もありません。高齢化や労働力人口の減少のさらなる進行が見込まれるなかで、2016年4月施行の「高年齢者雇用安定法」改正により、高齢者の方が派遣もしくは職業紹介の形態で働くことで、労働者性を持たせることが可能となりました。さらには、「就業時間の拡大」「『臨時的かつ短期的または軽易な業務』要件の撤廃」も今後の課題にあげられています。

「雇用対策法」「男女雇用機会均等法」で決められたルールでは、年齢や性別を限定した募集を行うことは原則禁止されています。しかし、高齢者の方が補助員として学童保育で勤務することはあったとしても、仕事内容から言っても、有資格者である「放課後児童支援員」として、業務の根幹を担うことには多くの困難があると思われます。

学童保育(放課後児童健全育成事業)実施状況 調査票 (2022年5月1日現在)

全国学童保育連絡協議会調査

都道府県名 [] 市区町村名 [] 全国地方公共団体コード []
担当部署 [いずれかに○を 首長部局・教育委員会] 担当部署名 []
記入者名 () 連絡先TEL ()

Q1 学童保育の数についてお聞きします

- 貴自治体内にある学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数 [Ⓐ+Ⓑの合計]
「支援の単位」*1総数 [Ⓐ+Ⓑの合計]
A 公立公営のか所数*2 [Ⓐ] 「支援の単位」数 [Ⓐ]
B 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された
放課後児童健全育成事業所のか所数 [Ⓑ] 「支援の単位」数 [Ⓑ]

*1 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」

*2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「雇児育発0313第13号平成27年3月13日」にあるとおり、放課後児童健全育成事業を委託するもの、指定管理者制度により代行するものについては、B～。

Q2 2022年5月1日現在の学童保育の入所児童の総数と学年別数をお聞きします

*長期休業中のみの入所児童はのぞきます

*出席人数ではなく、2022年5月1日時点で入所申込者数をお聞きします

学年	人數
1年生	
2年生	
3年生	
4年生	
5年生	
6年生	
その他	
入所児童総数	

*障害のある子どもも学年の欄に加えてください。幼児なども入所している場合には「その他」で記入してください。

Q3 子ども集団の規模についてお聞きします (Q1の「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きします)

*施設の定員ではなく、2022年5月1日現在の入所児童数で回答してください。

集団の規模	「支援の単位」数
19人以下	
20人～30人	
31人～35人	
36人～40人	
41人～45人	
46人～55人	
56人～70人	
71人～100人	
101人以上	

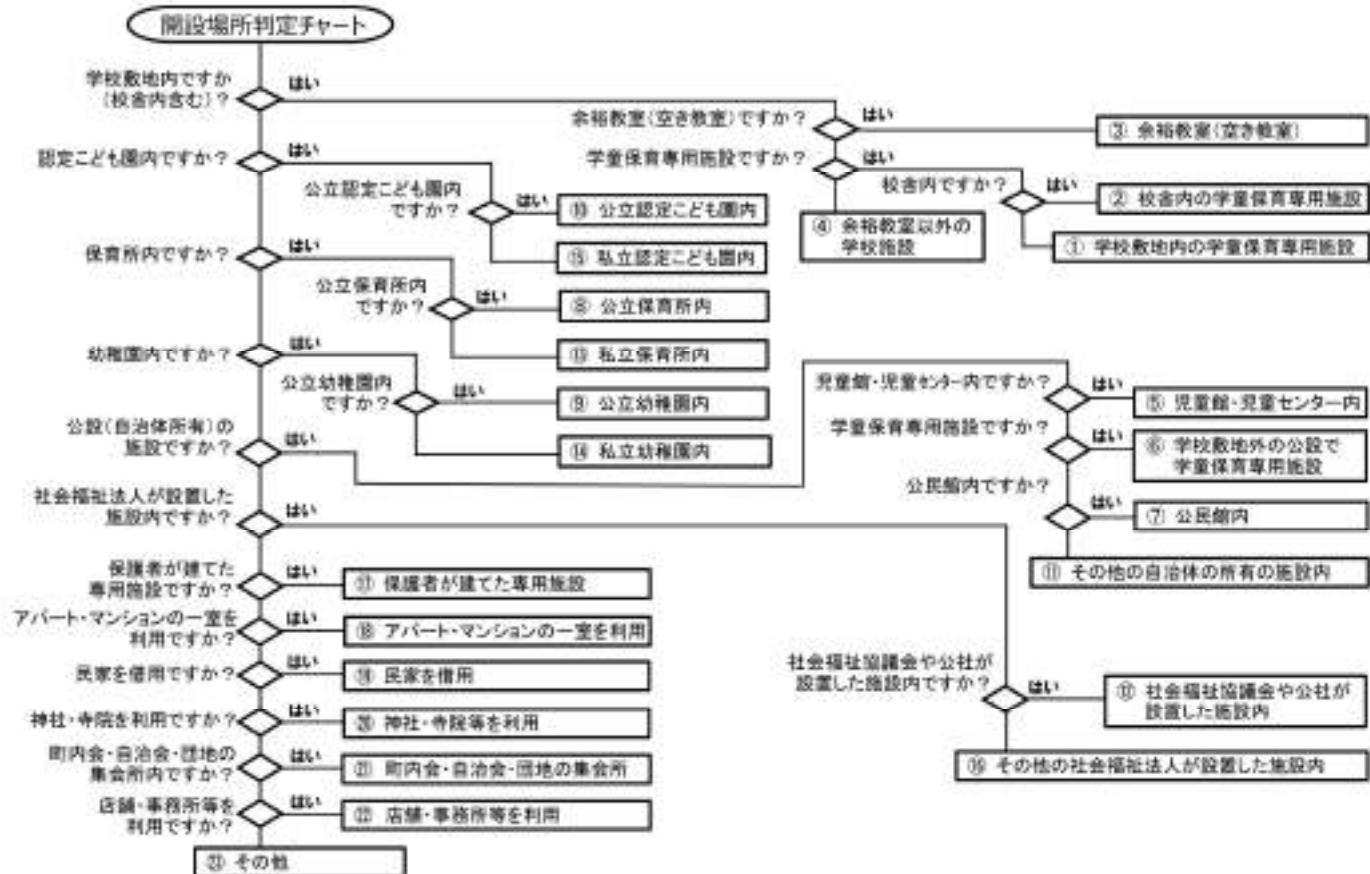
Q4 学童保育の運営主体についてお聞きします

- A Q1の「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします

- ① 公立公営 () (注)「代行」とは指定管理者制度を導入して運営している場合
② 公社・社会福祉協議会 a 委託() b 補助() c 代行()
③ 運営委員会 a 委託() b 補助() c 代行()
④ 父母会・保護者会 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()
⑤ NPO法人 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()
⑥ 民間企業 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()
⑦ その他法人等 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()
B ⑦その他法人等が運営している場合、具体的にどこですか(記号を○で囲み、数を記入ください)。
a 私立保育所() b その他の社会福祉法人() c 学校法人() d 個人事業主()
e その他()

Q5 開設場所についてお聞きします（Q 1 の「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします）

* 下記の判定チャートに従って開設場所を選んでください。



① 学校敷地内の学童保育専用施設 [] ② 校舎内の学童保育専用施設 []

③ 余裕教室（空き教室） [] (施設名 =)

④ 余裕教室以外の学校施設 [] (施設名 =)

⑤ 児童館・児童センター内 [] ⑥ 学校敷地外の公設で学童保育専用施設 []

⑦ 公民館内 [] ⑧ 公立保育所内 [] ⑨ 公立幼稚園内 []

⑩ 公認認定こども園内 [] ⑪ その他の自治体の所有の施設内 [] (施設名 =)

⑫ 社会福祉協議会や公社等が設置した施設内 []

⑬ 私立保育所内 [] ⑭ 私立幼稚園内 [] ⑮ 私立認定こども園内 []

⑯ その他の社会福祉法人が設置した施設内 []

⑰ 保護者が建てた専用施設 [] ⑱ アパート・マンションの一室を利用 []

⑲ 民家を利用 [] ⑳ 神社・寺院等を利用 []

㉑ 町内会・自治会・団地の集会所 [] ㉒ 店舗・事務所等を利用 []

㉓ その他 [] (施設名 =)

Q6 公立小学校数と、学童保育の未設置校区数についてお聞きします

A 貴自治体内にある公立小学校の総数 [] 校

B 学童保育がない小学校校区数（未設置校区数） [] 校区

*別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

Q7 学童保育の待機児童数についてお聞きします

記号を○で囲んでください。把握している場合は、か所数と人数を記入してください
(待機児童がない場合は0人と記入)。

待機児童を [a 把握していない b 把握している → か所数 [] [] 人]

学童保育(放課後児童健全育成事業)実施状況 調査要領

全国学童保育連絡協議会調査

Q1 学童保育の数について

貴自治体内にある学童保育（放課後児童健全育成事業）のか所数と「支援の単位」総数をお聞きします。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の規定に基づき、貴自治体に届出された放課後児童健全育成事業のか所数①と、「支援の単位^{*1}」数②、公立公営により、B に該当しないか所数③と「支援の単位」数④のそれぞれを合計したものです。

* 公設民営の場合も、届出が必要です。2015 年 3 月 13 日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「放課後児童健全育成事業の届出について」に、実施主体である市町村から放課後児童健全育成事業の委託を受けた者も含まれる」とされています。

(※1) 「支援の単位」とは…「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第 10 条 4 に「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする」とされています。

参考 全国学童保育連絡協議会は、学童保育の新設や、大規模化した学童保育の分割を進めて複数の「支援の単位」をおく場合には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

ア、継続的に基礎的な生活単位（生活集団）が分かれていること

イ、継続的で基礎的な生活を送る空間、場所、施設・設備が分かれていること

ウ、子どもに責任を持つ指導員がそれぞれ独立して複数配置されること

また、子どもの集団の規模の上限は「30 人まで」と提言しています。

Q2 学童保育の入所児童の総数と学年別数について

2022 年 5 月 1 日現在の学年別の入所児童数と入所児童総数をお聞きします。

学年別の入所児童数を合計したものが、入所児童総数になります。

* 長期休暇期間中ののみの入所児童はのぞく。長期休暇期間中の入所について、5 月 1 日現在、入所申込みが済んでいても、年間を通して継続的に利用することを前提に申し込みをした児童の数を記入してください。

* 出席人数ではなく、2022 年 5 月 1 日時点での入所申込者数をお聞きします

* 「児童の数」の算定について、厚生労働省は、「毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申し込みをした児童）」は「1 人」と数え、「一時的に利用する児童（週のうち数日を利用することを前提に申し込みをした児童）」については、登録時の利用希望日数に応じて算出した数を加えて「一の支援の単位を構成する『児童の数』」を算出するとしていますが（2016 年 1 月 19 日付「放課後児童健全育成事業に係る Q & A（更新版）」）、ここでは、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

* 障害のある子どもは学年の欄に加え、幼児などが入所している場合には「その他」で記入してください。

Q3 規模について

「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きします。

* 施設の定員ではなく、2022 年 5 月 1 日現在の入所児童数を記入してください。

* 前項と同様、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

Q4 学童保育の運営主体について

「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします。

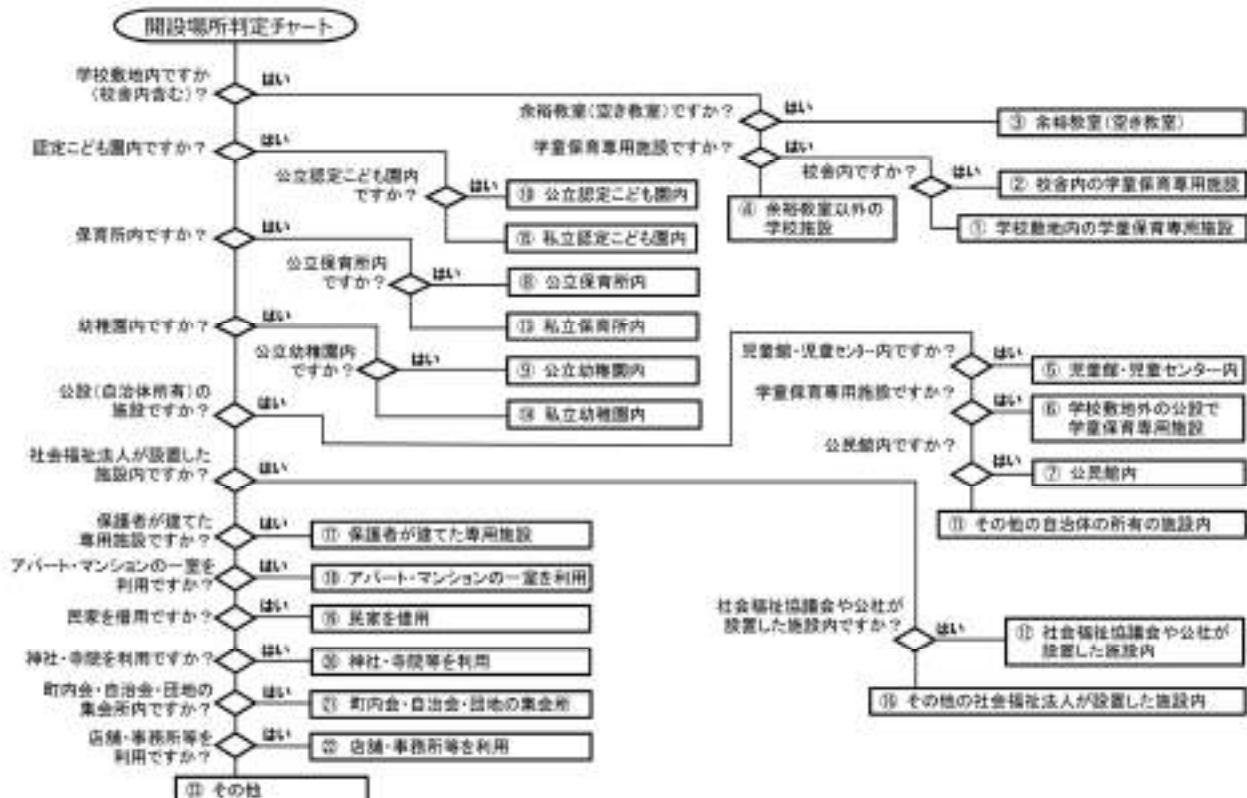
* 「地域運営委員会」とは…地域の役職者の方々と、学童保育の父母会・保護者会の代表などで構成されている、学童保育を運営するための組織

* 「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者に依頼して運営する形態／「補助」とは…市町村以外のところが行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、（助成金・補助金など）運営する形態／「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営の仕事を、条例にもとづいて、ほかの団体（民間企業も含む）に行わせる形態（代行させる団体を、「指定管理者」という）

Q5 開設場所について

「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします。

*考え方：下記の判定チャートに従って開設場所を選んでください。



* 「②校舎内の学童保育専用施設」とはもともと学童保育専用につくられたもの。

Q6 公立小学校数と、学童保育の未設置校区数について

貴自治体内にある公立小学校の総数をお聞きします。

学童保育がない小学校校区数（未設置校区数）をお聞きします。

*別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

Q7 学童保育の待機児童数について

待機児童数を把握していない場合は、「a 把握していない」、把握している場合は「b 把握している」の記号を○で囲んでください。把握している場合は、か所数と人数を記入してください（待機児童がいない場合は0人と記入）。

*待機児童とは…厚生労働省の調査では、「利用（登録）できなかった児童数」として、つぎのように定義されています。「調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童」。

参考 全国学童保育連絡協議会は、つぎのような場合なども、「待機児童」と考えています。

- ・「全児童対策事業」や「放課後子供教室」、児童館利用など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用している場合
- ・市町村の条例において、利用対象を小学校3年生にまでに制限していて、高学年が継続して通えない場合。
- ・新年度の入所申し込みが、定員を大幅に超えるため、入所申し込みを断念している場合
- ・保護者が育児休業中のため、学童保育の継続ができない場合

ぜんこくがくどうほいくれんらくきょうぎかい
全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と指導員が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

月刊『日本の学童ほいく』の発行、全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、42都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。

【連絡先】 〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765
Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催 (2022年)

	日 程	開催方法	受講者数
北海道会場	7月3日(日)	Zoomによるオンライン開催	315名
東北会場	7月10日(日)	Zoomによるオンライン開催	1,053名
北関東会場	6月26日(日)	Zoomによるオンライン開催	853名
南関東会場	6月5日(日)	Zoomによるオンライン開催	564名
西日本(岐阜)	6月5日(日)	Zoomによるオンライン開催	512名
西日本(和歌山)	6月12日(日)	Zoomによるオンライン開催	756名
西日本(鳥取)	6月12日(日)	Zoomによるオンライン開催	576名
四国会場	6月26日(日)	Zoomによるオンライン開催	321名
九州会場(福岡)	6月15日(日)	Zoomによるオンライン開催	738名
九州会場(熊本)	6月19日(日)	Zoomによるオンライン開催	439名

◆第57回全国学童保育研究集会の開催

2022年10月29日(土)、30日(日) Zoomによるオンライン開催 4,575名参加

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行 (1974年創刊、年間定期購読者約3万4000人)

◆実態調査活動 ①学童保育数調査(毎年実施) ②学童保育の詳細な実態調査(最新調査は2018年) ③指導員の実態調査(最新調査は2014年実施、2015年報告) ④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2018年 『学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き～』
『学童保育情報2018-2019』

2019年 『全訂 学童保育ハンドブック』((株)ぎょうせい)『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事【増補版】』『学童保育情報2019-2020』

2020年 『学童保育情報2020-2021』

2021年 『学童保育の保護者会ハンドブック』『学童保育情報2021-2022』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまとめ、発表しています。